

令和6年10月17日

総務部防災課

江東区国土強靱化地域計画 改定素案

令和6年10月

江東区



目 次

はじめに	1
第1章 計画の策定趣旨 位置付け	2
1.1 策定趣旨	2
1.2 基本理念	2
1.3 計画の位置づけ	3
1.4 計画期間	4
1.5 地域防災計画との違い	4
第2章 国土強靱化の基本的な考え方	5
2.1 策定プロセス	5
2.2 江東区において想定されるリスク設定	5
2.2.1 江東区の地域特性	5
2.2.2 想定する自然災害と被害の想定	6
2.3 目標の設定	15
2.4 脆弱性の評価	15
2.5 国土強靱化の推進	15
第3章 脆弱性の分析・評価と対応方策の推進	16
3.1 目標と起きてはならない最悪の事態の設定	16
3.2 起きてはならない最悪の事態の重点化	16
3.3 施策分野の設定	18
3.4 分析・評価の総括	19
3.5 推進方針	20
3.6 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性の分析・評価結果と対応方策	23
第4章 計画の見直し	112
4.1 計画の見直し	112
4.2 PDCA サイクルの徹底	112

はじめに

区長写真

区長挨拶文

令和●年●月

江東区長
大久保朋果

第1章 計画の策定趣旨 位置付け

1.1 策定趣旨

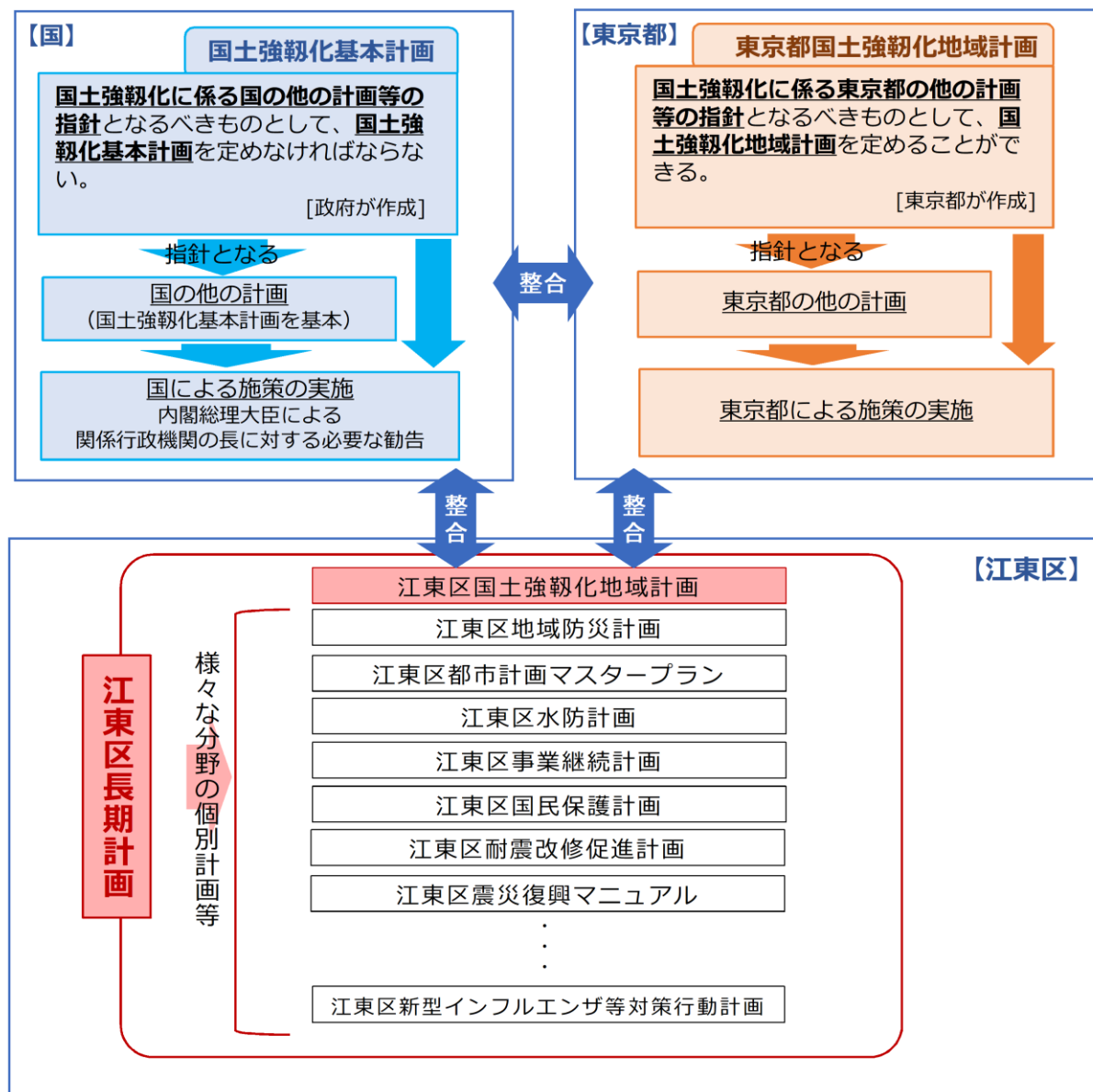
自然災害から区民や地域・社会経済を守るため、江東区の防災上の弱点やこれまで取り組んできた施策を整理した上で、財源の確保などに取り組みながら、弱点の克服に向けた事業を着実に進めていくための指針として、策定するものである。

1.2 基本理念

大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていくことが必要である。また、民間事業者や区民等、全ての主体が共通の認識の下、参画・連携を行い、国土強靱化施策を着実に推進していくことが必要である。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づいて策定され、国の国土強靱化基本計画や東京都国土強靱化地域計画と整合させたものであり、区政の基本的指針となる江東区長期計画を踏まえ、国土強靱化に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる。



1.4 計画期間

1.4 計画期間

江東区長期計画との整合性を考慮し、本計画の推進期間は、令和7年度から令和11年度とする。

1.5 地域防災計画との違い

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通するが、以下のような違いがある。

国土強靱化	様々なリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもの。
防災	地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもの。

表 1-1 地域防災計画との比較

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害など全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	予防・発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

【国土強靱化地域計画】

【地域防災計画】

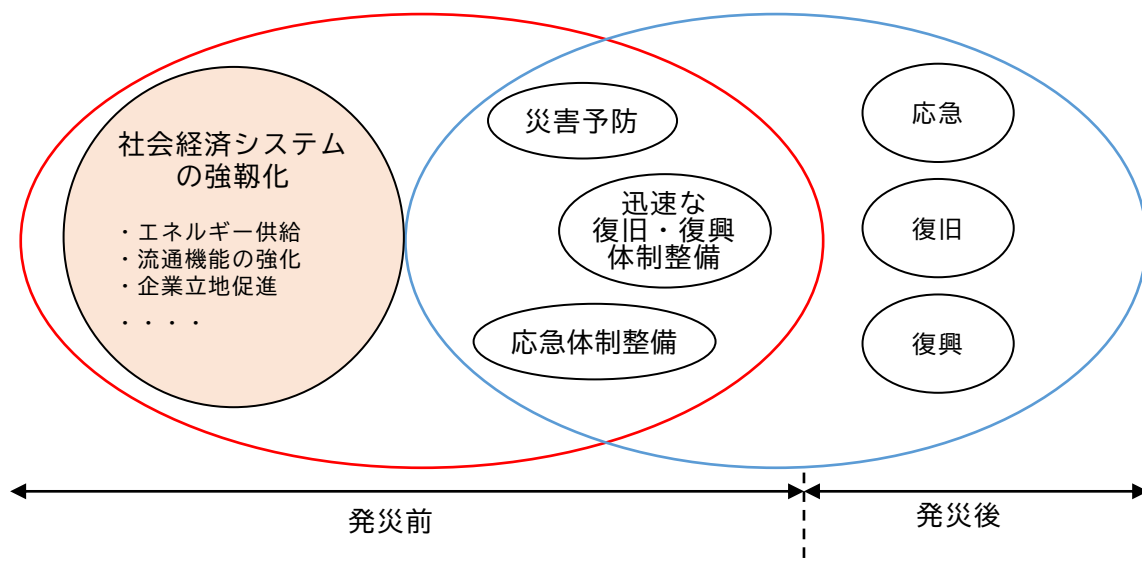
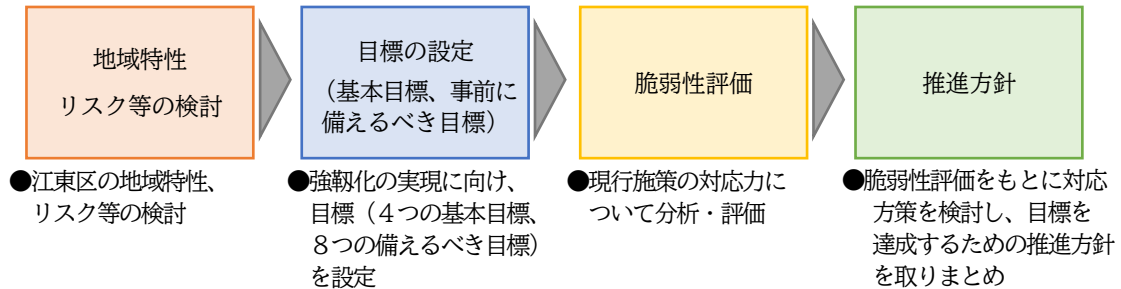


図 1-1 地域防災計画との比較

第2章 国土強靱化の基本的な考え方

2.1 策定プロセス

本計画で定める強靱化の目標・方針は、以下の検討プロセスを経て策定する。



2.2 江東区において想定されるリスク設定

2.2.1 江東区の地域特性

(1) 地勢

江東区は、都の東部に位置し、北は墨田区、西は隅田川を隔て中央区に、また東は荒川及び旧中川を境として江戸川区に、南は東京湾に臨み、港区、品川区及び大田区に接している。区の位置する江東デルタ地帯は古くは一望の海であり、長い間の沖積作用と埋立工事によって現在の地形となったものである。この地域は沖積層という軟弱地盤であるとともに、地盤が低く内部河川も多いため、災害に弱い地域と言える。

また、区の大部分で荒川氾濫による洪水や高潮の浸水被害が想定されており、一方で、過去には、集中豪雨等による都市型水害が、既成市街地を中心に区内各所で発生している。住宅のほか、高齢者施設や病院などの要配慮者利用施設、高層ビルなどの浸水対策・孤立対策が必要となっている。

さらに、木造住宅密集地域など地震による総合危険度の高い場所が、大島・砂町などに存在していることから、都市基盤が脆弱で災害に弱い地域への対応、地域特性や環境変化などに対応した対策が必要となっている。

(2) 人口

江東区の人口は、令和3年で約52.6万人、令和6年で約53.9万人と増加を続けている。それに伴い、外国人住民数、世帯数もまた増加している。また、全国的な少子化傾向と同様に、年少人口（0～14歳）は少し減少となっている。生産年齢人口（15～64歳）については増加、高齢者人口（65歳以上）は横ばいとなっている。

(3) 鉄道交通機関・道路

江東区内の鉄道交通機関は、JR総武線、都営新宿線、東京メトロ東西線・有楽町線など、東西方向には多くの路線が走っているが、これらを南北に結ぶ路線は不十分である。このため、区の内陸部と臨海部とを結ぶ交通網の利便性を高めることが大きな課題となっている。また、江東区の都市計画道路は、整備がほぼ完了してお

2.2 江東区において想定されるリスク設定

2.2.2 想定する自然災害と被害の想定

り、自動車交通の面から見た道路整備水準は良好である。ただし、主要交差点における交通量調査によると、夢の島、永代、枝川の交通量の伸びが多くなっており、さらなる道路整備の必要性も見られる。また、江東区が管理する橋梁のうち架設後50年以上経過しているものが38%に至っており、今後橋梁の老朽化が進むことが懸念され、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた修繕が必要である。

2.2.2 想定する自然災害と被害の想定

江東区に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ災害、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）感染症も含めた様々な事象が想定されるが、東京都国土強靱化地域計画においては、国の国土強靱化基本計画に準じて、大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においては感染症対策を一部含めた大規模自然災害を対象とした。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「区政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、江東区に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・豪雨などの風水害等）とした。

なお、単独での発生だけでなく、地震後に津波、大規模事故、感染症が発生するなど同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する。

想定される自然災害等に対する、東京都国土強靱化地域計画での取り扱い等から、本計画における取り扱いを下表の通り整理した。

表 2-1 各計画における取り扱い

想定される自然災害等	東京都国土強靱化地域計画における取り扱い	本計画における取り扱い
大規模災害全般	○	○
地震(巨大地震)	○	○
津波	○	○
風水害(豪雨・洪水・高潮・竜巻・突風)	○	○
土砂災害	○	×
液状化	○	○
火山噴火	○	×
暴風雪・雪害	○	×
猛暑	×：記載なし	×
渇水	×：記載なし	×
林野火災(フェーン)	×：記載なし	×
複合災害	○	○
大規模事故	×：記載なし	×
原子力災害	×：記載なし	×
テロ災害	×：記載なし	×
感染症	△：大規模自然災害後のリスクシナリオの一部で想定	○：大規模自然災害時のリスクシナリオにおいて考慮し、必要な対策を推進する

(1) 地震

令和4年5月の東京都防災会議で決定された震災の被害想定（「首都直下地震等による東京の被害想定」）は下表のとおりであり、この数値を本計画の前提とする。なお、平成25年5月に都防災会議から公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」によると、南海トラフ巨大地震による本区の最大震度などの被害想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、本区では首都直下地震等の対策を基本に推進していくものとする。

表 2-2 想定地震・気象条件等

種類	都心南部直下地震		
震源	都心南部		
規模	M7.3		
気象条件等	冬の朝	5 時	風速 4m、8m（/秒）
	冬の昼	12 時	風速 4m、8m（/秒）
	冬の夕方	18 時	風速 4m、8m（/秒）
夜間人口	524,310 人		
昼間人口	608,532 人		
面積	43.0 km ²		
建物棟数	木造 26,873 棟、非木造 24,151 棟		

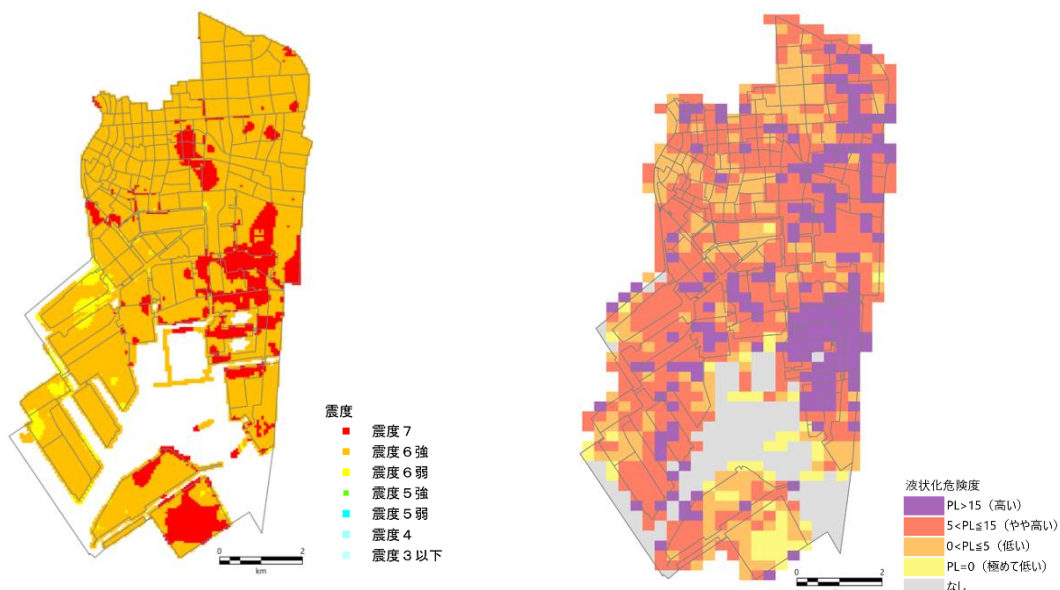
注：夜間人口は令和2年国勢調査、昼間人口は平成27年国勢調査による

表 2-3 地震動（地震のゆれ）

区分		5強以下	6弱	6強	7
都心南部直下地震 （震度別面積率）	M7.3	0.0%	1.9%	84.4%	13.7%

出典：気象庁震度階級関連解説表

【震度分布図、液状化危険度分布図（以下）】



2.2 江東区において想定されるリスク設定
2.2.2 想定する自然災害と被害の想定

表 2-4 震災被害想定総括表

都心南部直下地震（風速 8m/s）					
想定シーン			冬・早朝 5 時	冬・昼 12 時	冬・夕方 18 時
建物被害	全壊・焼失棟数（棟）		6,826	7,494	9,297
	要因別	揺れ等	6,600	6,600	6,600
		地震火災	226	894	2,697
人的被害	死者数（人）		461	283	401
	要因別	揺れ	438	233	298
		屋内収容物	17	19	17
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		地震火災	6	28	77
		ブロック塀等	0	2	8
		屋外落下物	0	0	0
	死者数に占める要配慮者数（人）		224	138	195
	負傷者数（人）		6,834	8,328	8,091
	要因別	揺れ	6,374	7,638	7,010
		屋内収容物	431	515	462
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		地震火災	20	88	304
		ブロック塀等	8	82	292
		屋外落下物	1	6	22
	負傷者数に占める重傷者数（人）		1,053	1,143	1,244
社会的影響	避難者数（最大）（人）		211,833	217,821	234,027
	帰宅困難者数（人）		-	237,250	237,250
	閉じ込めにつながりうるエレベーター台数（台）		1,273	1,282	1,304
	自力脱出困難者数（人）		3,952	4,112	3,948
	災害廃棄物（万トン）		326	328	332
ライフライン被害	電力	停電率	35.7%	36.5%	38.6%
	通信	不通回線率	1.9%	3.4%	7.3%
	上水道	断水率	52.4%	52.4%	52.4%
	下水道	被害率	6.6%	6.6%	6.6%
	ガス	供給停止率	100.0%	100.0%	100.0%

- ※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。
- ※ 建物被害の揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。
- ※ 死者数に占める要配慮者数については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。
- ※ ライフラインの復旧日数は、都全体で次のように想定されている。
（電気：4日、電話：4日、上水道：17日、下水道：21日、ガス：6週間）

(2) 津波

東京湾はその形状から大きな津波は起こりにくく、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）においても、これまでの歴史的にも東京における津波による大きな被害は確認されていない。また、高潮対策として最大津波高よりも高い防潮堤や水門等が東京湾及び河川流域に整備されており、江東区内に大きな津波が押し寄せる心配はないとされる。

表 2-5 最大津波高（満潮位・地殻変動考慮）

想定地震	規模	最大津波高
大正関東地震	M8 クラス	2.22m
南海トラフ巨大地震	M9 クラス	2.63m

注：津波高は全て海拔（T.P.）表示

(3) 風水害

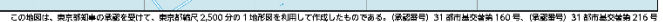
江東区は低地であることから、過去には、台風を起因とした高潮の襲来による浸水被害や局地的な集中豪雨等による、床上・床下浸水、道路冠水の被害が発生している。

(4) 複合災害

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故などが発生しており、また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方において強風が吹いていたため、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。

こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、そうした状況も念頭に置きながら、対策を実施する必要がある。

2.2.2 想定する自然災害と被害の想定



10



江東区洪水ハザードマップ

浸水の時間

保存版

洪水氾濫による浸水、排水の想定条件

- 荒川において、想定される最大規模の降雨により、水が荒川の堤防を越えた場合や、堤防が壊れた場合を想定しています。
- 洪水氾濫で市街地などに溜まった水は、排水施設（排水機場・ポンプ所など）により荒川・荒河へ排水することを想定しています。
- 排水施設が浸水した場合や、保管している燃料が無くなった場合は、排水が出来なくなることを想定しています。

浸水継続時間の凡例

- 2週間以上の区域
 - 1週間～2週間未満の区域
 - 3日～1週間未満の区域
 - 1日～3日未満の区域
 - 12時間～1日未満の区域
 - 12時間未満の区域
- ※想定時間のある人へ避難し、避難先として、避難先が指定されている場合は、避難先が指定されている区域に避難する必要があります。

凡例（洪水）

- 避難先
 - 主な公共施設
 - 避難地区は、地盤が高い、浸水しにくい区域、公園、広場がある
- 水害時、特に危険となる箇所
 - 家屋倒壊等氾濫想定区域
 - 道路が大きく、水害被害が予想される区域
 - アンダーパス
- アンダーパスとは
 - 周辺より低く水が溜まりやすい、ため注意が必要な箇所

避難する時の留意点

- 情報収集をしよう
 - ラジオ、テレビ、インターネットで最新の情報を収集しよう。
- 避難の呼びかけに注意を
 - 避難の呼びかけに注意を。避難の呼びかけに注意を。
- 落ち着いて避難しよう
 - 避難の呼びかけに注意を。避難の呼びかけに注意を。
- 避難しやすい場所がおすすめです
 - 避難の呼びかけに注意を。避難の呼びかけに注意を。
- 近所を避難しよう
 - 避難の呼びかけに注意を。避難の呼びかけに注意を。
- 万が一、避難先が指定されている場合は、避難先が指定されている区域に避難する必要があります。

およその距離と時間を測ってみよう



1000m 歩くのに、15分が目安です。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、道路の状況や、自分の体力により、さらに遅延が予想される場合があります。避難先が指定されている場合は、避難先が指定されている区域に避難する必要があります。

荒川水系 荒川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

作成主体：国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所
指定年月日：平成28年5月30日

1:25,000
0 0.25 0.5 1 1.5 2 km

改訂年月：令和3年11月 印刷物登録番号(3)41号
販売発行：江東区土木部 河川公園課 TEL: 03 (3647) 2538 / 総務部 危機管理室 防災課 TEL: 03 (3647) 9584
この地図は、東京都市部の地図を基に、東京都市部2500分の1地形図を利用して作成したものである。（印刷番号）31 都市部図集第160号、（図集番号）31 都市部図集第216号

2.2 江東区において想定されるリスク設定

2.2.2 想定する自然災害と被害の想定

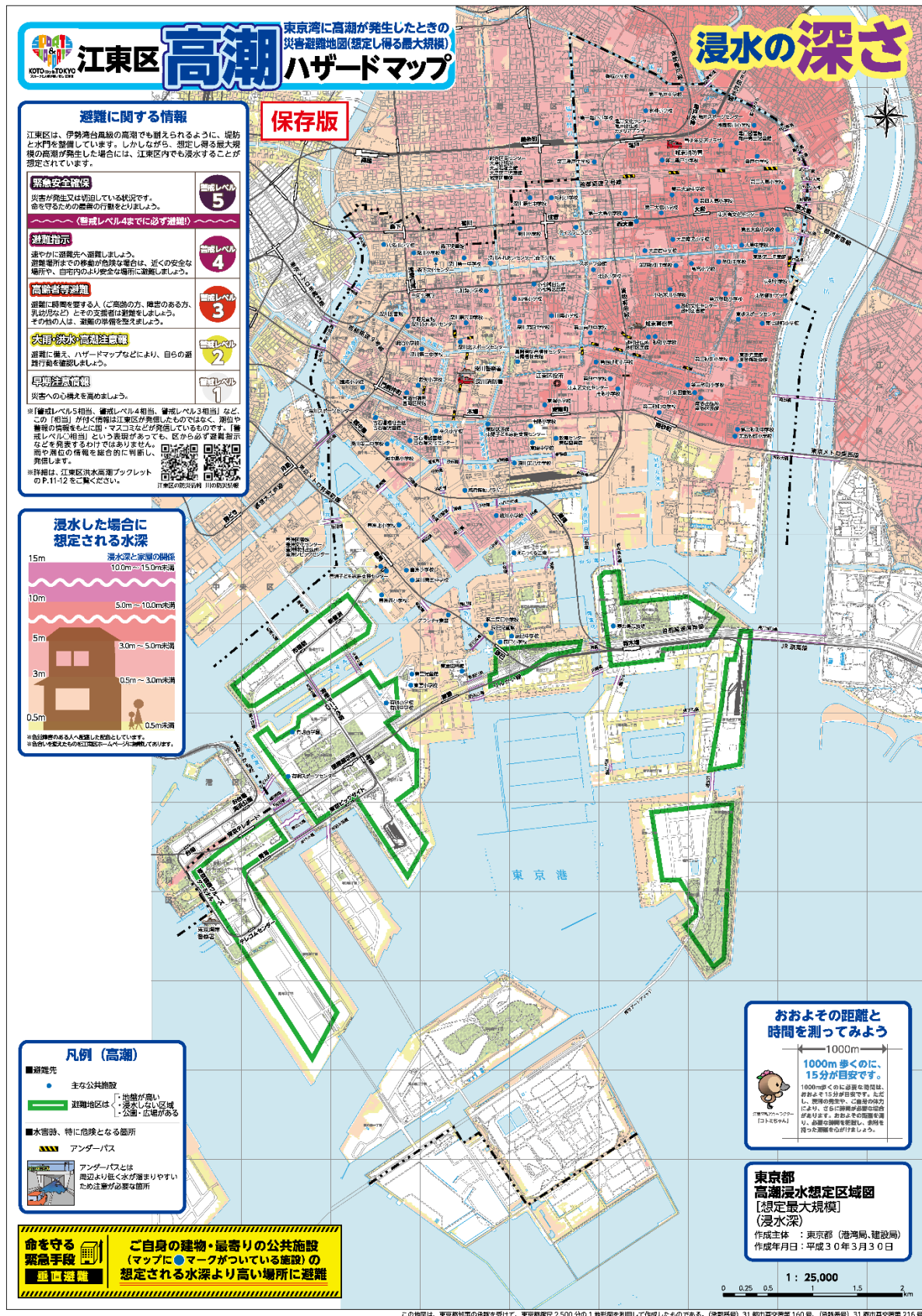


図 2-2 江東区高潮ハザードマップ



江東区高潮ハザードマップ

浸水の時間

保存版

高潮氾濫による浸水、排水の想定条件

■東京湾沿岸において、想定される最大規模の台風に伴う高潮氾濫により、波が海岸や河川の堤防を越えた場合や、堤防が壊れた場合を想定しています。

■高潮氾濫で市街地などに溜まった水は、自然排水や排水施設（排水機場・ポンプ所など）により河川・運河へ排水することを想定しています。

■排水施設が浸水した場合や、備蓄している燃料が尽きた場合は、排水が出来なくなると想定しています。

■詳細は、東京都の高潮浸水想定区域図のホームページをご覧ください。



浸水継続時間の凡例

- 1週間以上の区域
- 3日～1週間未満の区域
- 1日～3日未満の区域
- 12時間～1日未満の区域
- 12時間未満の区域

※白地図内にある人・施設・地名等は省略されています。
※図面は、東京湾沿岸の高潮浸水想定区域図に基づいて作成されています。

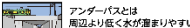
凡例（高潮）

■避難先
●主な公共施設

■避難地区は「地域が低い」「地盤が弱い」「公園・広場がある」

■水害時、特に危険となる箇所
アンダーパス

アンダーパスとは、周辺より低く水が溜まりやすいため注意が必要な箇所



避難する時の留意点

情報収集しましょう
ラジオ、テレビ、インターネットや携帯電話などで情報を収集しましょう。

避難の準備は早めに
避難用品（食料、水、衣類、現金、貴重品など）を準備しましょう。

避難しやすい場所を利用しましょう
避難所（学校、公民館、公園など）を利用しましょう。

安全に避難しましょう
避難する際は、必ず事前の避難計画を確認し、安全に避難しましょう。

万が一、避難所が浸水した場合は
避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

避難所が浸水した場合は、近くの公共施設（学校、公民館など）を利用しましょう。

1 : 25,000

0 0.25 0.5 1 1.5 2 km

改訂年月：令和3年11月 印刷物登録番号（3）42号

編集発行：江東区土木部 河川公園課 TEL：03（3647）2538／総務課 危機管理課 防災課 TEL：03（3647）9584

この地図は、東京都区部の地図を基に、東京都区部2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（図面番号）31 新島区図案160号、（図面番号）31 新島区図案216号

およその距離と時間を測ってみよう

1000m 歩くのに、15分が目安です。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

1000m歩くのに必要な時間は、およそ15分が目安です。ただし、歩行速度や、道路の状況により、さらに時間がかかる場合があります。あらかじめ時間を計り、必要な避難所を確認し、避難所までの距離を測ってみよう。

2.2 江東区において想定されるリスク設定

2.2.2 想定する自然災害と被害の想定

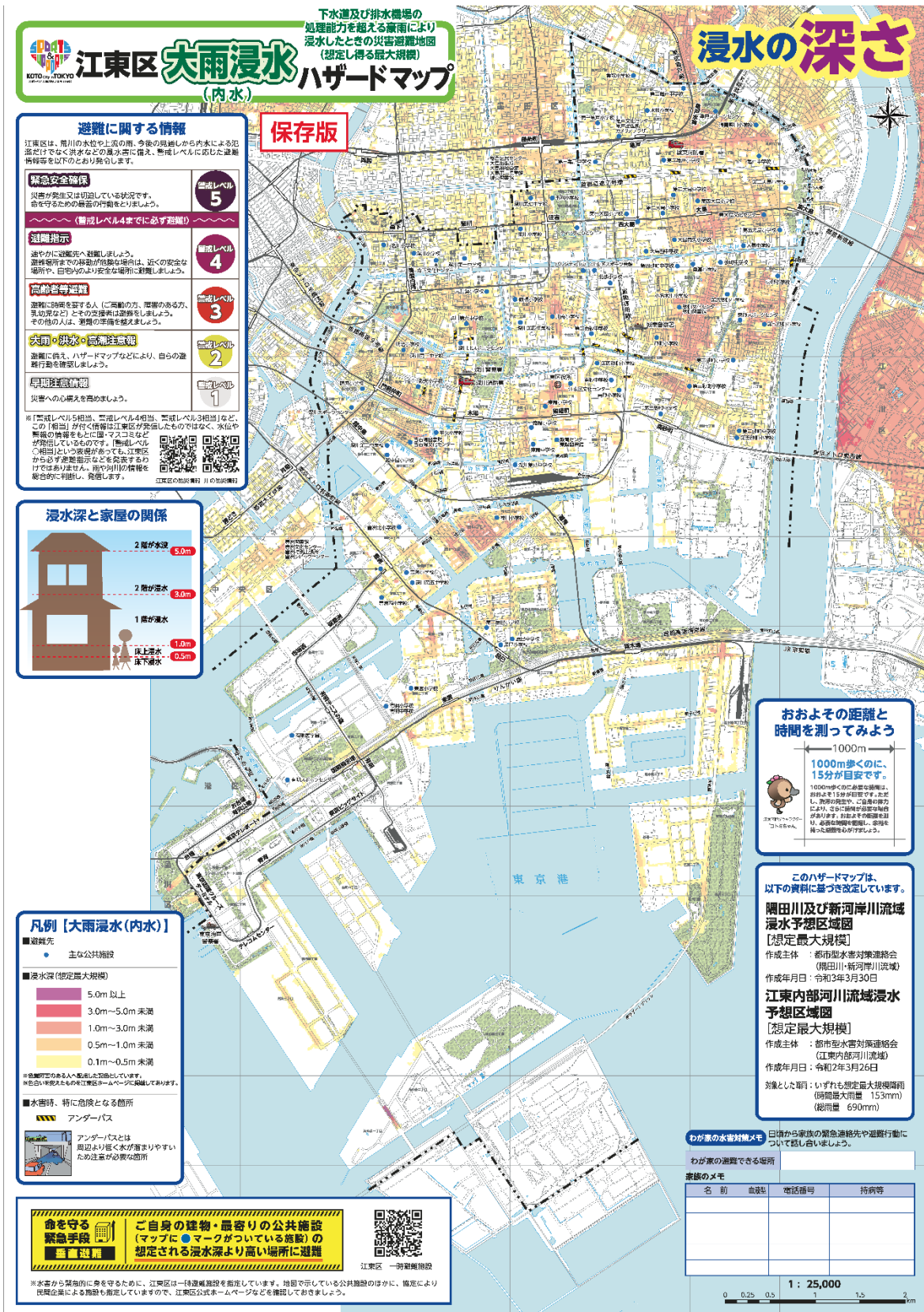


図 2-3 江東区大雨浸水ハザードマップ

2.3 目標の設定

本計画における基本目標及び事前に備えるべき目標については、国土強靱化基本計画及び東京都国土強靱化地域計画との整合を図り、下記の4つの「基本目標」と6つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

（基本目標）

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 区政及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 区民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

（事前に備えるべき目標）

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2.4 脆弱性の評価

大規模自然災害等による被害を回避するための対策（現行の施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行った（脆弱性の分析・評価結果は、第3章に掲載）。

2.5 国土強靱化の推進

脆弱性評価をもとに対処方策を検討し、目標を達成するための推進方針を取りまとめた（推進方針と対処方策は、第3章に掲載）。

第3章 脆弱性の分析・評価と対応方策の推進

3.1 目標と起きてはならない最悪の事態の設定

江東区の地域特性を踏まえた大規模自然災害、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）感染症により想定されるリスクを設定し、江東区として維持・早期回復が必要な重要機能を考慮しながら、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定した。なお、設定方法としては、国が設定したリスクシナリオを基本に江東区に当てはまらないものを除外しており、リスクシナリオは以下の26項目を設定している。

3.2 起きてはならない最悪の事態の重点化

各検討結果に基づき、リスクシナリオのうち事態が回避されなかった場合の影響の大きさや緊急性、江東区の被害の特徴を考慮し、重点的に取り組むべき対応方策を選定した。影響の大きさや緊急性、江東区の被害の特徴については、以下の観点から検討を行った。

（１）本区に起きてはならない最悪の事態に幅広く対応する施策

（２）本区の地域強靱化において極めて重要な施策

現時点では「重点化項目」は調整中

表 3-1 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

事前に備えるべき 6つの目標		No.	「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」	重点化
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	
		1-2	地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	
		1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	

事前に備えるべき 6つの目標		No.	「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」	重点化
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
		3-2	区役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
		4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出	
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、区民生活・社会経済活動への甚大な影響	
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	
		5-3	都市ガス供給、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	
		5-4	上下水道施設等の長期間にわたる機能停止	
		5-5	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
		6-6	社会的風評被害や信用不安等による経済等への甚大な影響	

3.3 施策分野の設定

3.3 施策分野の設定

国土強靱化に向けた取り組むべき施策については、東京都国土強靱化地域計画との整合を図り、以下の7つの施策分野を設定している。

■施策分野の設定

江東区国土強靱化地域計画における施策分野	
A	行政機能
B	健康・医療・福祉
C	情報通信
D	経済・産業
E	教育・文化
F	環境
G	まちづくり

3.4 分析・評価の総括

東京都国土強靱化地域計画と整合を図り、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、何が課題であり、今後どのような施策を導入すべきか分析・評価を行った。脆弱性評価の結果については、「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性分析・評価結果と対応方策」として後段に取りまとめたが、評価結果の内容を総括すると、以下の3点である。

①国、東京都、防災関係機関、区民、民間事業者などとの連携が必要

国土強靱化を推進していくためには、区の取り組みだけでなく、国、東京都、防災関係機関、区民、民間事業者などと適切な役割分担の下、連携し協力しながら取り組む必要がある。

②ハード・ソフト両面による総合的な対策の推進が必要

本計画における目標達成のためには、建築物や橋梁の耐震化などハード面の対策を着実に推進していくとともに、地域防災計画の習熟や防災訓練の実施等を通じた人材育成などソフト面の対策と組み合わせた総合的な対策を行う必要がある。

③冗長性・代替性などを考慮に入れた取り組みの推進が必要

いかなる事態が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能とするシステムを構築するためには、平常時における効率性の確保という視点に加え、バックアップシステムの確保など、冗長性・代替性などを考慮に入れた取り組みが必要である。

3.5 推進方針

3.5 推進方針

6つの「事前に備えるべき目標」を達成するための推進方針を、東京都国土強靱化地域計画に準じて以下のとおり取りまとめた。

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

<推進方針>

- 都市基盤施設の整備及び改修や建築物等の耐震化・不燃化等のハード面の対策と、防災訓練や防災教育等のソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進する。
- 高齢者や障害者などの要配慮者等様々な立場に配慮した安全確保等の取り組みを、女性の視点も踏まえつつきめ細かく推進する。
- 地域の自助・共助の意識、防災意識の醸成を図り、公助との適切な役割分担・連携による一体的な取り組みを推進する。
- 地盤が低く内部河川も多いため、過去に既成市街地を中心に区内各所で発生した集中豪雨等による都市型水害に対し、適切な対策を講じていく。
- 木造住宅密集地域など地震による総合危険度が高く、都市基盤が脆弱で災害に弱い地域への対策を講じていく。
- 情報の収集・発信・伝達手段の多様化・充実化や行政区域を超えた広域的な連携等を進め、適切な避難行動を実現する。
- 緊急通行車両等の円滑な通行のための体制を整備するとともに、交通の安全を確保する。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

<推進方針>

- 建築物や道路、橋梁等のインフラ施設等の災害対応力を強化する。
- 輸送手段の多様化等、災害時の冗長性・代替性を確保する。
- 備蓄品の充実・確保や円滑な物資調達のための準備を進めるとともに、災害時の輸送体制を整備する。
- 自主防災組織等の参加する防災訓練の実施等により、区民・事業者の防災意識を高揚させ、地域の災害対応力の向上を図る。
- 災害時の情報伝達・情報共有の円滑化に向け、多様な情報通信手段の確保や情報連絡体制を強化する。
- 多様な主体間の連携を強化する。
- 多種多様な災害に対応できる人材を育成するとともに、装備・資機（器）材を充実強化する。
- 応急活動拠点を整備し、受援体制を強化する。
- 医療機関が災害時にも継続的に業務を行えるよう、事業継続計画（BCP）の作成や防災訓練等を促進する。
- 一斉帰宅の抑制の徹底や一時滞在施設の確保等、総合的な帰宅困難者対策を推進する。

○予防接種、消毒、害虫駆除等、日ごろから疾病・感染症等の発生防止策を講じておく。

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

<推進方針>

- 防災上重要な公共施設・ライフライン等の災害対応力の強化や代替施設の整備等を推進する。
- 行政機関内の情報連絡体制を整備する。
- 事業継続管理（BCM）を適切に運用し、行政機関の災害対応力を強化する。

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

<推進方針>

- 企業に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促進し、経済活動の継続力を強化する。
- 施設の整備・耐震化、関係者間の連携強化、事業継続計画（BCP）の実効性向上等により、企業、重要な産業施設、道路等の災害対応力を強化する。
- 道路閉塞の防止対策を進めるとともに、迅速な道路啓開等に向けた体制を構築する。
- 有害物質等の監視体制を強化する。

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

<推進方針>

- 被災者の通信手段の確保のため、電気通信設備の耐震化、停電対策等を推進する。
- 情報発信手段の多様化を図るとともに、多様化に必要な情報通信基盤の整備を推進する。
- ライフライン施設の多重化・複線化や耐震化等災害対応力を強化するとともに、代替路の確保、輸送手段の多様化など、災害時の冗長性・代替性を確保する。
- 道路の防災対策を強化する。
- 自家発電機による電力確保等、自立分散型エネルギーの利用を拡大する。
- 電気設備・電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化の取り組みを推進する。

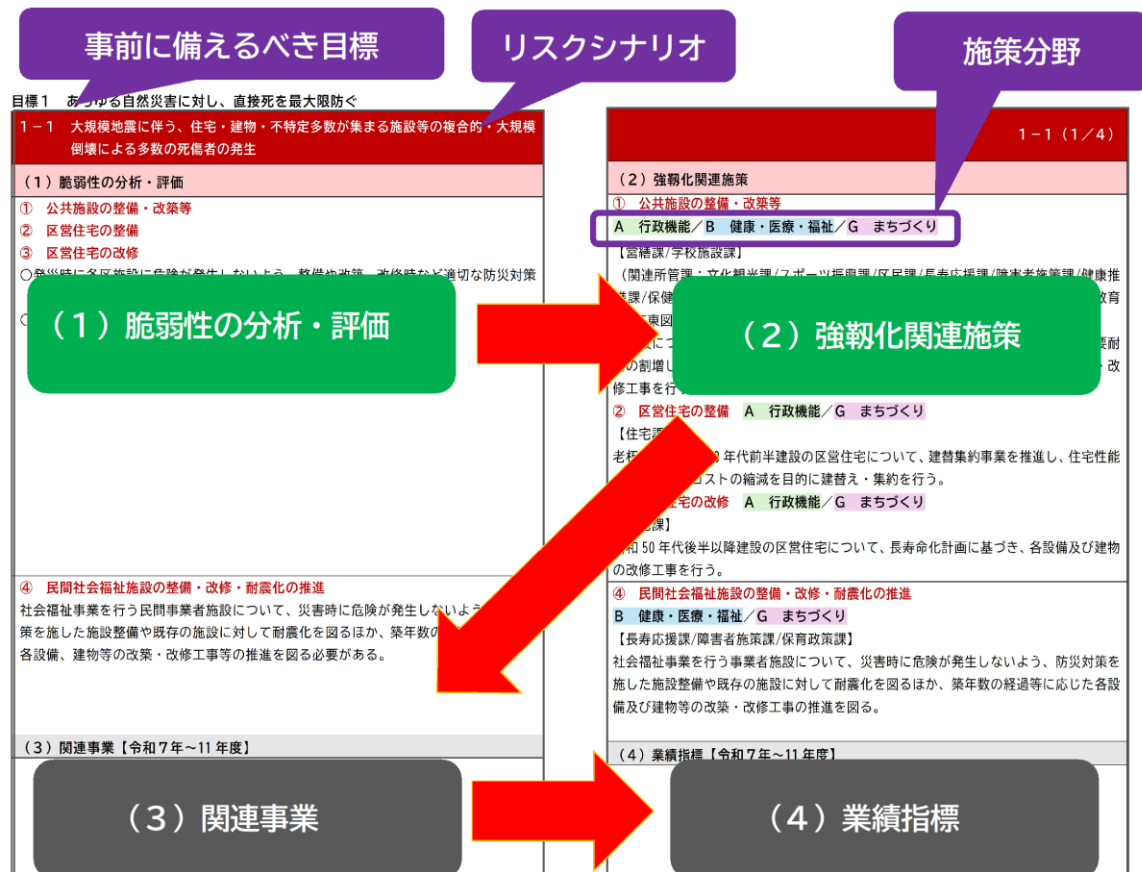
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<推進方針>

- 災害廃棄物の処理方法や復興まちづくりなどの事前検討、被災者生活再建支援システムの習熟など迅速な復旧・復興を実現するための取り組みを推進する。
- 復旧・復興を担う人材を養成する。
- 広域・長期にわたる浸水被害を防ぐため、堤防・水門、海岸保全施設等の耐震・耐水対策等を推進する。
- 各種情報を的確かつ迅速に発信できる体制を整備し、風評被害等による経済等への影響を回避する。

3.6 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性の分析・評価結果と対応方策

■起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性の分析評価結果と対応方策の取りまとめ表の見方



現時点では(3)関連事業、(4)業績指標は調整中

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

① 公共施設の整備・改築等

② 区営住宅の整備

③ 区営住宅の改修

○発災時に各区施設に危険が発生しないよう、整備や改築、改修時など適切な防災対策を進める必要がある。

○住宅・建物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する必要がある。

④ 民間社会福祉施設の整備・改修・耐震化の推進

社会福祉事業を行う民間事業者施設について、災害時に危険が発生しないよう、防災対策を施した施設整備や既存の施設に対して耐震化を図るほか、築年数の経過等に応じた各設備、建物等の改築・改修工事等の推進を図る必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① 公共施設の整備・改築等

A 行政機能／B 健康・医療・福祉／G まちづくり

【営繕課/学校施設課】

(関連所管課：文化観光課/スポーツ振興課/区民課/長寿応援課/障害者施策課/健康推進課/保健予防課/こども家庭支援課/養育支援課/保育政策課/庶務課/学務課/地域教育課/江東図書館)

各施設について、発災時に危険が発生しないよう、新設時等の防災対策の強化や必要耐力の割増しなどに留意するほか、築年数の経過等に応じた各設備及び建物等の改築・改修工事を行う。

② 区営住宅の整備 A 行政機能／G まちづくり

【住宅課】

老朽化した昭和 50 年代前半建設の区営住宅について、建替集約事業を推進し、住宅性能の確保、管理コストの縮減を目的に建替え・集約を行う。

③ 区営住宅の改修 A 行政機能／G まちづくり

【住宅課】

昭和 50 年代後半以降建設の区営住宅について、長寿命化計画に基づき、各設備及び建物の改修工事を行う。

④ 民間社会福祉施設の整備・改修・耐震化の推進

B 健康・医療・福祉／G まちづくり

【長寿応援課/障害者施策課/保育政策課】

社会福祉事業を行う事業者施設について、災害時に危険が発生しないよう、防災対策を施した施設整備や既存の施設に対して耐震化を図るほか、築年数の経過等に応じた各設備及び建物等の改築・改修工事の推進を図る。

(4) 業績指標【令和 7 年～11 年度】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
(1) 脆弱性の分析・評価
⑤ 民間建築物の耐震化の促進 ⑥ マンション計画修繕調査支援事業の実施 ○「江東区耐震改修促進計画」を「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直し等を踏まえて改定し、災害時における支援物資の円滑な輸送に資する緊急輸送道路沿道建築物をはじめ、住宅など民間建築物への支援策の充実を図り、耐震化を促進する必要がある。 ○発災時に民間マンションに危険が発生しないよう、計画的な修繕工事の実施を促進させる必要がある。
⑦ 細街路の拡幅整備 災害時の避難や円滑な災害復旧活動を行える道路の確保を図るため、現況4m未満の道路の拡幅整備を行う必要がある。
⑧ 道路の無電柱化 ⑨ 橋梁の改修 ⑩ ブロック塀等の撤去 道路・橋梁等を含む交通施設やライフライン設備を含む沿道建築物等の複合的な倒壊を避けるため、これらに対する適切な対策を講じる必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

⑤ 民間建築物の耐震化の促進 G まちづくり

【安全都市づくり課】

民間建築物の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等を推進し、一定の要件を備える民間建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修経費等の一部を助成する。

⑥ マンション計画修繕調査支援事業の実施 G まちづくり

【住宅課】

大規模な修繕に取り組む目的で建物及び設備に関する修繕箇所や工事内容等の調査を実施する区内のマンションの管理組合等に対し、必要な調査費の補助を行う。

⑦ 細街路の拡幅整備 G まちづくり

【安全都市づくり課】

現状幅員4m未満の道路で、建築基準法第42条第2項または第42条第1項第5号の適用を受ける道路に面する敷地の所有者等からの申請を受け、都市防災推進事業や住環境整備事業等の防災安全交付金事業により拡幅整備工事を行う。

⑧ 道路の無電柱化 G まちづくり

【道路課】

区道における無電柱化を推進することにより、緊急車両の安全、円滑な通行を確保し、迅速な復旧活動を実現する。

⑨ 橋梁の改修 G まちづくり

【道路課】

老朽化した橋梁を計画的に架替・改修・塗装することにより耐用年数を延ばすとともに、大地震に備えて耐震補強を行う。

⑩ ブロック塀等の撤去 G まちづくり

【安全都市づくり課】

地震時の道路の通行人の安全性を確保するため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、道路に面したブロック塀等の所有者に対し撤去工事費用の助成を行うことにより、区内に存在する安全性を確認できないブロック塀等の撤去を促進する。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(1) 脆弱性の分析・評価

⑪ 学校における地域防災力の向上

⑫ 保育施設の防災対応力の向上

家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

⑬ 消防団の活動体制の充実

地域一丸となった災害対応体制を構築するために、消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化が必要であり、加えて自主防災組織等の充実強化に目を向け、地域全体の協力体制を推進していく必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

⑪ 学校における地域防災力の向上 E 教育・文化 / G まちづくり

【防災課/庶務課】

「江東区学校防災マニュアル」に基づき、各学校で地域の拠点避難所として災害時対応の確認や事前準備を進めるとともに、地域防災力の向上に向けて「学校避難所運営協力本部連絡会」を開催し地域との連携を図る。災害時の帰宅困難児用備蓄物資について、こどもの増加に応じた適正な配備を進める。

⑫ 保育施設の防災対応力の向上 E 教育・文化 / G まちづくり

【保育政策課/保育支援課】

区内保育施設等（以下、「施設等」とする。）は、災害の発生に際して、園児の安全を確保すること及び保育目的を達成するために、防災体制を明確にする。なお、施設等は、区と協力し、施設の防災体制及び「こども未来部所管施設発災時初動対応手順（以下、「発災時初動対応手順」とする。）」について、状況に応じて見直しを図る。また、施設長は、災害時の避難訓練、「発災時初動対応手順」に基づく訓練及び職員研修等を実施して、有事に備える。

⑬ 消防団の活動体制の充実 A 行政機能

【防災課】

初期消火や救出・救助活動などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、活動しやすい環境や資機（器）材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
(1) 脆弱性の分析・評価
⑭ 学校・幼稚園における防災計画の作成 ⑮ 災害対応マニュアルの充実 ⑯ 液状化対策における情報発信の強化 首都直下地震など、人口が集中している地域を襲う可能性が高いと言われている地震に対し、特に綿密な対応を準備するとともに、災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

⑭ 学校・幼稚園における防災計画の作成 E 教育・文化

【防災課/庶務課】

「江東区学校防災マニュアル」に基づき、児童・生徒等の安全確保の体制、安全指導計画等を記載した「学校（園）防災計画」を作成する。

⑮ 災害対応マニュアルの充実 A 行政機能／G まちづくり

【防災課】

各種マニュアルの記載内容の統合・整理を進め、マニュアル間の関連性を高めるとともに、訓練やイメージトレーニングなどの実施結果（教訓）を効果的に反映させるスキームを検討する。

⑯ 液状化対策における情報発信の強化 A 行政機能

【建築課】

都が作成・公開している液状化対策ポータルサイトや「東京の液状化予測図」、「液状化による建物被害に備えるための手引」などの液状化に備えるツールを区民に対して情報提供する。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
(1) 脆弱性の分析・評価
① 出火・延焼の抑制 ○震災時の火災予防・被害軽減のため、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）では、専門家派遣、戸別訪問、現地相談ステーションの設置や、除却費・設計費・工事費の一部を助成するなど、さまざまな施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。 ○震災時の火災予防・被害軽減のため、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）では、延焼遮断帯に囲まれた市街地においても、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行える幅員6m以上の道路（防災生活道路）への拡幅整備等を進めることで、防災上重要な道路のネットワークを確保する必要がある。さらに、老朽建築物除却後の跡地をコミュニティ広場や、児童遊園等に整備するなど、防災性の向上に資する取り組みを行う必要がある。
② 細街路の拡幅整備 災害時の避難や円滑な災害復旧活動を行える道路の確保を図るため、現況4m未満の道路の拡幅整備を行う必要がある。
③ 消火器ネットワーク構築の推進 ④ 消防団の活動体制の充実 ○火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上させる必要がある。 ○様々な災害に対応するため、災害対応機関等の装備資機（器）材及び活動部隊を充実させるとともに、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力を向上させる必要がある。
⑤ CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業 ⑥ 区立公園の改修 自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取り組みを推進する必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① 出火・延焼の抑制 A 行政機能／G まちづくり

【安全都市づくり課】

木造住宅密集地域の不燃化を促進するため、不燃化推進特定整備地区(北砂三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部)において、不燃領域率 70%の実現を目指す。また、「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」に基づき、当該地区における防災性の向上及び住環境の改善のため、住環境整備事業等の防災安全交付金事業を活用して、防災生活道路(幅員 6m 以上)及び不燃化小規模空地(広場・公園)の整備等を推進する。

② 細街路の拡幅整備 【再掲】リスクシナリオ 1-1 (2/4)

③ 消火器ネットワーク構築の推進 G まちづくり

【防災課】

地域住民による初期消火をスムーズに行えるよう、街頭消火器を設置する。

④ 消防団の活動体制の充実 【再掲】リスクシナリオ 1-1 (3/4)

⑤ CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業 F 環境／G まちづくり

【管理課】

「CITY IN THE GREEN」の実現を目指し、橋台敷緑化、シンボルツリー等整備、公園内接道緑化、地域特性緑化を実施する。

⑥ 区立公園の改修 A 行政機能／G まちづくり

【河川公園課】

老朽化した公園・児童遊園に防災機能等、新しい機能を盛り込み整備するほか、緑豊かな公園整備を行う。

(4) 業績指標【令和 7 年～11 年度】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
(1) 脆弱性の分析・評価
⑦ 情報伝達手段の充実・強化 ⑧ 避難体制の整備 逃げ遅れの発生等を防ぐため、防災行政無線による緊急情報の確実な住民への伝達、ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。
⑨ 地区防災計画制度の普及・啓発 ⑩ 自助による区民の防災力向上 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。(関連施策には ④ 消防団の活動体制の充実 を含む)
⑪ 民間建築物の耐震化の促進【再掲】リスクシナリオ1-1 (2/4) ⑫ 区営住宅の整備【再掲】リスクシナリオ1-1 (1/4) ⑬ 区営住宅の改修【再掲】リスクシナリオ1-1 (1/4)
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

⑦ 情報伝達手段の充実・強化 A 行政機能

【危機管理課/防災課】

防災、災害に関する情報の伝達については、防災行政無線(同報無線)を主とし、緊急速報メール、安全安心メール、X(旧Twitter)、facebook、LINE、区ホームページ、Yahoo!防災速報、デジタルサイネージ、CATV、コミュニティFM等の活用により区民への情報伝達手段の多様化を図る。また、災害情報システムによる効率的な情報共有と集計を実施し、報道発表を含めた区の広報活動の迅速化を図る。

⑧ 避難体制の整備 A 行政機能/B 健康・医療・福祉/C 情報通信

【防災課】

的確な避難情報の発令、迅速な避難所の開設、さらに避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

④ 消防団の活動体制の充実 【再掲】リスクシナリオ1-1(3/4)

⑨ 地区防災計画制度の普及・啓発 G まちづくり

【防災課】

地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、区内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」の普及・啓発を推進する。

⑩ 自助による区民の防災力向上 A 行政機能/B 健康・医療・福祉

【広報広聴課/防災課/地域振興課/福祉課/障害者支援課/健康推進課/こども家庭支援課/河川公園課】

区民一人ひとりが「自らの生命は自らが守る」という自覚を高め、自主的に防災対策に取り組むよう、積極的な広報・啓発活動を実施する。また、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を養成していくとともに、要配慮者への情報提供や防災知識の普及等を推進する。

⑪ 民間建築物の耐震化の促進 【再掲】リスクシナリオ1-1(2/4)

⑫ 区営住宅の整備 【再掲】リスクシナリオ1-1(1/4)

⑬ 区営住宅の改修 【再掲】リスクシナリオ1-1(1/4)

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1－3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（1）脆弱性の分析・評価

① 「江東区水防計画」の更新

洪水・高潮による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新するとともに、「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。

② 水害に関する防災意識の啓発

③ 避難体制の整備

水害に関する防災情報を提供し適切な避難行動を促すため、国・東京都が作成する洪水・高潮の浸水想定区域や内水（大雨浸水）の浸水予想区域図の周知・啓発をする必要がある。また、水害が発生するおそれがある場合には、河川水位、気象情報から適切な避難情報の発令に基づく避難誘導ができる方法を検討し、避難体制を確立する必要がある。

④ 江東5区広域避難推進協議会での協議

大規模水害は必ず発生するとの考えに立ち、国・都・区を含む関係機関が連携し、協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を推進する必要がある。

⑤ 広域避難の普及・啓発

大規模水害時に区民等の生命の安全を確保できるよう、江東5区及び関係機関と連携して広域避難の枠組みを検討し、実効性を高める必要がある。

（3）関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① 「江東区水防計画」の更新 A 行政機能 / G まちづくり

【河川公園課】

洪水、高潮または津波による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するために、江東区内の各河川、海岸等に対する水防上必要事項について、その実施の大綱を定める「江東区水防計画」を毎年更新する。

② 水害に関する防災意識の啓発 A 行政機能 / C 情報通信 / G まちづくり

【防災課/河川公園課】

国、東京都が作成する洪水・高潮の浸水想定区域や内水(大雨浸水)の浸水予想区域図の周知・啓発を推進する。そのため区は洪水、高潮、大雨を起因とする水害ハザードマップを作成・公表するとともに、情報提供についても既存の情報システムの拡充に加え、さらなる伝達ルートの開発を検討する。さらに水防資材の整備等を含めて、東京都と連携して避難・防災体制の整備・確立を行う。また、まちなかに水害に関する各種情報提供環境の整備に努める。

③ 避難体制の整備【再掲】リスクシナリオ1-2 (2/2)

④ 江東5区広域避難推進協議会での協議 A 行政機能

【防災課】

「江東5区広域避難推進協議会」において、国や都の検討会等の動きと連動しながら、引き続き広域避難先の確保及び避難誘導等について検討を進める。

⑤ 広域避難の普及・啓発 A 行政機能 / G まちづくり

【防災課】

「江東5区広域避難推進協議会」で作成した「江東5区大規模水害広域避難計画」、「江東5区大規模水害ハザードマップ」について区民への普及・啓発活動を行う。また、「江東5区広域避難推進シンポジウム」を引き続き開催し、意見交換を実施することで、実効性を高める。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
（1）脆弱性の分析・評価
⑥ マンション建設方針による指導 ⑦ マンション居住者に対する周知 多くの区民がマンションに居住していることから、地震・水害時の在宅避難への備え等、マンションの特性を踏まえマンション防災の啓発を行う必要がある。
⑧ 江東区雨水流出抑制対策の推進 市街化の進展に伴う下水道への流入量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下街等の浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、保水・遊水機能を確保するなど、内水氾濫に備える必要がある。
⑨ 細街路の拡幅整備 ⑩ 避難場所・避難所の環境づくり 避難路の整備、避難場所の整備を進めていく必要がある。また、渋滞により避難が遅れる事態を回避するため、自動車を用いることができる者についてあらかじめ合意形成を図るとともに、それ以外の者は、徒歩や自転車で避難することを前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整えていく必要がある。
（3）関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

⑥ マンション建設方針による指導 G まちづくり

【住宅課】

マンション建設の際には、建物の浸水対策の義務化や緊急時の垂直避難先の確保を努力義務化するなどのマンション建設方針による指導を行うことで、大規模水害時にも在宅避難・垂直避難が可能となるマンションの建設を推進する。

⑦ マンション居住者に対する周知 A 行政機能

【防災課】

マンションの居住者に対して、集合住宅特有の被害やその対策をまとめた集合住宅防災ガイドブックなどにより、マンション防災に関する普及啓発を進めるとともに、東京とどまるマンションなど、東京都が実施するマンション向け施策・補助についても普及啓発を行う。

⑧ 江東区雨水流出抑制対策の推進 G まちづくり

【河川公園課】

江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、一定規模以上の公共施設及び民間施設建設にあたっては、雨水貯留・浸透施設の設置を促進する。

⑨ 細街路の拡幅整備【再掲】リスクシナリオ1-1 (2/4)

⑩ 避難場所・避難所の環境づくり B 健康・医療・福祉 / G まちづくり

【防災課/河川公園課/施設保全課】

マンホールトイレなどの公園用防災施設の充実や区立施設における雨水利用の導入、輸送体制の強化に向けた防災船着場の整備・維持、避難所の備蓄機能の強化などを推進する。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1－3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（1）脆弱性の分析・評価

⑪ 船舶等の配備

逃げ遅れて孤立した区民等の命を可能な限り救う方策を検討する必要がある。

⑫ 透水性舗装道路の整備

⑬ 「浸水対応型まちづくり」の推進

洪水や高潮、豪雨時等の浸水被害の軽減及び防止を図り、安全で快適な都市環境を確保する必要がある。

⑭ CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業

⑮ 区立公園の改修

自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取り組みを推進する必要がある。

（3）関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

⑪ 船舶等の配備 B 健康・医療・福祉／C 情報通信

【防災課】

逃げ遅れて孤立した区民等の命を可能な限り救うため、船舶等の配備を進め、捜索・救助活動等への活用ができる体制の構築を検討する。

⑫ 透水性舗装道路の整備 G まちづくり

【道路課】

歩道への透水性舗装の整備や雨水浸透柵の設置により、下水道への負担を低減し、都市型水害を抑制する。

⑬ 「浸水対応型まちづくり」の推進 G まちづくり

【防災課/都市計画課/まちづくり推進課/河川公園課】

水害時の拠点避難所、自主避難施設となる公共施設や、一時避難施設の協定を締結した民間施設等の拡充と並行して、「浸水対応型建築物」の整備を進める。また、大規模開発、市街地再開発事業や大規模団地等の建替えを契機として「浸水対応型拠点建築物」を整備し、都市安全確保拠点整備事業等を活用しながら、救助機能により垂直避難先間や浸水区域内外をつなぐ「浸水対応型拠点エリア」を形成する。そして、エリアプラットフォーム等と連携して官民連携による基盤整備を検討するなどにより、これらを面的に広げていくことで、「浸水対応型まちづくり」を推進する。

⑭ CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業

【再掲】リスクシナリオ1-2 (1/2)

⑮ 区立公園の改修 【再掲】リスクシナリオ1-2 (1/2)

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1－3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（1）脆弱性の分析・評価

⑯ 情報伝達手段の充実・強化

⑰ 避難情報等の伝達体制の充実・強化

区民等がよりタイムリーかつ的確な防災行動がとれるよう、防災情報や気象情報収集の精度を一層高め、避難情報等の適切かつ迅速な発信のほか、伝達手段の多様化に取り組む必要がある。

⑱ 津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定の締結

大規模水害時には浸水想定区域外への水平避難が原則となるため、避難所の確保はもちろん、迅速な避難所等の開設、円滑な避難所運営が必要である。また、安全な避難ができる時間的猶予がない場合の垂直避難のため、民間施設等を一時避難施設として活用する必要がある。

⑲ 要配慮者利用施設避難確保計画の策定推進

保育園や幼稚園、小・中学校、高齢者、障害者施設など避難時に配慮が必要な区民が利用する施設について、洪水や高潮といった大規模水害時に安全かつ円滑に避難が行えるよう、避難計画の策定を推進する必要がある。加えて、その計画の実効性の確認として各施設における訓練の実施を推進する必要がある。

（3）関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

⑯ 情報伝達手段の充実・強化【再掲】リスクシナリオ1-2 (2/2)

⑰ 避難情報等の伝達体制の充実・強化

A 行政機能 / C 情報通信 / G まちづくり

【防災課】

洪水による浸水被害等を最小限に抑えるため、区は、気象情報に関する各種警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、避難情報などを区民等にいち早く伝達する体制の強化に継続的に取り組む。

⑱ 津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定の締結

A 行政機能

【防災課】

民間企業や集合住宅の管理組合等と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」を締結し、東京湾内に大津波警報が発表された場合などにおいて、区民等が一時的に避難できるスペースとして一時避難施設を確保する。また、水害発生時に近隣住民等が民間マンションで一時的に避難できる協定を、町会・民間マンション・区の三者で締結する取り組みを推進する。これにより、想定を超える津波被害に不安を抱く区民等に安心を提供するとともに、荒川氾濫等、万が一の大規模水害にも備える。

⑲ 要配慮者利用施設避難確保計画の策定推進 B 健康・医療・福祉

【防災課】

水害が発生した際の浸水想定区域内に位置する、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を必要とする者）が利用する施設に対して、避難確保計画の策定に係る支援を行う。また、計画策定をしている施設に対して、定期的な訓練実施の必要性について啓発する。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
（1）脆弱性の分析・評価
㊴ タイムラインの充実・改善 洪水や高潮等の大規模水害に向け、台風接近時に適切な避難行動、情報の発信を行うため、タイムラインによる行動計画を定める必要がある。
㊵ 国や都に対する継続的な働きかけ 最大級の地震動による防潮堤や水門などの損傷や現在の想定を超える浸水被害の発生に備え、津波からの避難スペースの拡充とともに、防潮堤や水門等、水防施設の耐震性の向上に資する施策の確実な実施について、国や都に対する継続的な働きかけを行うなど、総合的に安全・安心対策を推進する必要がある。
㊶ 河川・港湾施設等の体制整備 区役所本庁舎や避難所といった災害時における活動拠点となる防災インフラについては、耐震化や計画的な施設改修を適切に実施するほか、必要な資機（器）材等の配備も行い、防災対応力を強化する必要がある。
（3）関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

⑩ タイムラインの充実・改善 A 行政機能

【防災課/河川公園課】

荒川下流域を対象に、台風接近時における事前の防災行動を時系列に沿って整理した防災行動計画（タイムライン）について、出水期の活用状況等を踏まえ充実・改善を進める。

⑪ 国や都に対する継続的な働きかけ G まちづくり

【河川公園課】

防潮堤や水門、排水機場などの水防施設について、耐震性向上のため、国や都に対して改修工事等の継続的な働きかけを行う。

⑫ 河川・港湾施設等の体制整備 G まちづくり

【河川公園課】

資機（器）材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
(1) 脆弱性の分析・評価
① 消火器ネットワーク構築の推進 ② 初動対応体制の整備 ③ 情報連絡体制の整備 ④ ボランティアとの連携 区外からの応援部隊も含め、救出救助機関が円滑に活動を展開するための活動拠点について、庁内各部署をはじめ、国、東京都、近隣自治体等と連携して、受け入れ態勢を充実強化する必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

2-1 (1/2)

(2) 強靱化関連施策

① 消火器ネットワーク構築の推進【再掲】リスクシナリオ1-2 (1/2)

② 初動対応体制の整備 A 行政機能

【防災課】

区と防災関係機関が一体となって活動を展開できるよう、円滑な初動対応体制を構築する。

③ 情報連絡体制の整備 A 行政機能

【防災課】

区各部課及び関係機関相互の連絡体制を整備する。また、東京都と連携を図り、より機能的に対応できる体制づくりに努める。

④ ボランティアとの連携 A 行政機能

【防災課/福祉課】

発災時に避難所等のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、江東区社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、迅速に区災害ボランティアセンターを設置・運営できる体制づくりを推進する。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
(1) 脆弱性の分析・評価
⑤ 応急活動拠点の整備 ⑥ 「防災関係機関訓練」の実施 救出救助活動等を円滑に行うため、活動の拠点や避難場所となる都立公園等のオープンスペースの確保や、実災害を想定した各種訓練の実施に努める必要がある。
⑦ 消防団の活動体制の充実 ⑧ 地区防災計画制度の普及・啓発 自助・共助を促すため、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災行動に関する計画策定を促す必要がある。
⑨ 民間防災組織の育成 公的機関による救助・支援が不足する場合を想定して自助・共助の仕組みについて普及啓発するとともに、その活動を支援し推進する必要がある
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

2-1 (2/2)	
(2) 強靱化関連施策	
⑤ 応急活動拠点の整備 G まちづくり	
【防災課】 東京都及び関係機関と連携し、区内の利用可能なオープンスペースの把握に努める。	
⑥ 「防災関係機関訓練」の実施 A 行政機能／B 健康・医療・福祉	
【防災課】 消防署・消防団・警察署・自衛隊・医師会などの防災関係機関による救出救護訓練、社会基盤の応急復旧訓練を毎年実施する。	
⑦ 消防団の活動体制の充実 【再掲】リスクシナリオ1-1 (3/4)	
⑧ 地区防災計画制度の普及・啓発【再掲】リスクシナリオ1-2 (2/2)	
⑨ 民間防災組織の育成 A 行政機能	
【防災課】 町会・自治会・マンション管理組合等を母体とする自主防災組織（災害協力隊）・消防少年団体等の活動を助成するため、資機（器）材の提供や、補助等を行い、地域防災力の向上を推進する。	
(4) 業績指標【令和7年～11年度】	

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
(1) 脆弱性の分析・評価
① 医療施設の基盤整備 震災に備えて、災害拠点病院・緊急通行車両を対象とした、初動期3日分の応急対策用の燃料確保が課題となっており、対策を講じていく必要がある。
② 医薬品・医療資機(器)材の確保 緊急医療救護所などで適切な医療が行えるよう、必要な医薬品、医療資機材を確実に確保する必要がある。
③ 初動医療体制の整備 区内の医療救護活動等を統括・調整するために、医学的な助言を行う災害医療コーディネーターを中心に、区域内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握し、適切な対応が図られるよう、情報連絡体制を確保する必要がある。
④ ライフライン関係機関との協力体制の構築 電力等のライフラインが機能しなくなることにより、医療機能が麻痺する恐れがあることから、医療機能を確保できる対策を講じる必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

2-2 (1/1)

(2) 強靱化関連施策

① 医療施設の基盤整備 B 健康・医療・福祉

【健康推進課】

広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

② 医薬品・医療資機（器）材の確保 B 健康・医療・福祉

【健康推進課】

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資機（器）材の備蓄に加え、薬剤師会等と協力し医薬品等の卸売販売業者も活用した医薬品等の供給体制を強化する。

③ 初動医療体制の整備 A 行政機能／B 健康・医療・福祉

【健康推進課】

被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、区災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築する。また、関係各部や警察署、消防署等の搬送機能を有する関係機関・団体と連携して、搬送手段を確保する。

④ ライフライン関係機関との協力体制の構築

B 健康・医療・福祉／D 経済・産業／F 環境

【防災課】

電力等のライフラインが供給・機能停止した際の被害を最小限に抑え、円滑な復旧作業の実施のため、関係機関との連携・協力体制の構築を図る。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
(1) 脆弱性の分析・評価
① 避難所の指定 ② 公共施設の整備・改築等 ③ トイレの確保及びし尿処理 ④ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 地域防災計画に定める被害想定に基づく避難者の受入れに必要な避難所を適切に指定し、資機（器）材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。また、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。
⑤ 避難所の管理運営体制の整備 避難所の円滑な運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮したマニュアル等を整備する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① 避難所の指定 A 行政機能

【防災課】

災害対策基本法に基づく指定避難所として、区立小・中学校等、公共施設、その他の施設を避難所に指定し、区民に対して周知する。避難所の指定に当たっては、所管警察署、消防署と協議の上事前に選定し、学校長又は施設管理者の了解を得ることとする。

② 公共施設の整備・改築等【再掲】リスクシナリオ1-1 (1/4)

③ トイレの確保及びし尿処理 B 健康・医療・福祉

【防災課/清掃リサイクル課/清掃事務所】

災害用トイレについては、要配慮者を含め、利用者の利便性を考慮した備蓄を行う。し尿処理については、東京都下水道局、東京二十三区清掃協議会、し尿処理における協定事業者等との連携による迅速な対応を行い、被災地の生活環境の維持回復に努める。

④ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 D 経済・産業

【防災課】

物流事業者（輸送事業者）と連携した防災倉庫及び備蓄倉庫、集積地における物資の搬出入体制を構築するとともに、倉庫事業者等と連携し、集積地に集まった支援物資を保管する場所を確保する。また、倉庫の整理統合や新しい倉庫の確保について検討を行うとともに、避難所やその近隣への物資の分散備蓄を促進する。

⑤ 避難所の管理運営体制の整備 B 健康・医療・福祉

【防災課】

避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や要配慮者への支援等について定める。また、発災初動期（おおむね 72 時間程度）においては、救援班を編成し、施設近隣住民の安否確認など、応急救援活動に当たる。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
(1) 脆弱性の分析・評価
⑥ 相談所及び相談窓口の設置 避難所から仮設住宅、復興住宅への移行等、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。
⑦ 避難所における訓練の実施 ⑧ 学校避難所運営協力本部連絡会の開催 円滑な避難所運営が行えるよう、区立小・中学校等において、地域とも連携した訓練を行う必要がある。
⑨ 熱中症対策についての普及・啓発 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策**⑥ 相談所及び相談窓口の設置** **A 行政機能**

【長寿応援課/地域ケア推進課/介護保険課/障害者施策課/障害者支援課】
被災者の生活確保を図るため、相談所及び相談窓口を設けて生活相談等に当たり、区民生活の安定に努める。

⑦ 避難所における訓練の実施 **A 行政機能**

【防災課】
災害応急対策の習熟、各関係機関の相互連携体制の確立のため、発災対応型防災訓練として機関訓練及び拠点避難所で行う避難所開設運営訓練を実施する。

⑧ 学校避難所運営協力本部連絡会の開催 **E 教育・文化**

【防災課】
災害時に拠点避難所となる区立小中学校等を核として、区、学校及び地域などの連携体制を強化するために、各学校単位で「学校避難所運営協力本部連絡会」を開催する。

⑨ 熱中症対策についての普及・啓発 **A 行政機能** / **B 健康・医療・福祉**

【危機管理課】
平時より、こうとう区報や江東区の WEB サイト等への掲載などを用いて、暑さ指数等の情報や、「熱中症警戒アラート」「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合のとりべき行動の周知を行う。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
(1) 脆弱性の分析・評価
① 橋梁の改修 ② 道路の無電柱化 ③ 道路の改修 ④ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築 災害時における緊急支援物資輸送の維持又は早期復旧のため、老朽化した橋梁の架替・耐震補強等の実施、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
⑤ 情報伝達手段の充実・強化 食料・飲料水等の物資供給ルート確保及び輸送体制の整備等の対応が取れるよう、情報収集及び発信精度の向上等を図る必要がある。
⑥ 生活必需品等の確保 ⑦ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 避難所における需要に応じた備蓄の確保に向け、東京都と区が連携して取り組むとともに、備蓄物資及びそれらを保管する倉庫の維持管理を適切に行う必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

2-4 (1/3)

(2) 強靱化関連施策

- ① 橋梁の改修【再掲】リスクシナリオ1-1 (2/4)
- ② 道路の無電柱化【再掲】リスクシナリオ1-1 (2/4)
- ③ 道路の改修 G まちづくり

【道路課】

歩行者及び車両が安全に通行できるよう、破損の著しい路線を改修する。

- ④ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築

A 行政機能／C 情報通信／D 経済・産業／G まちづくり

【道路課】

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、東京都、防災関係機関等と連携し、情報収集や障害物の除去、道路啓開ができる体制を構築する。

- ⑤ 情報伝達手段の充実・強化【再掲】リスクシナリオ1-2 (2/2)

- ⑥ 生活必需品等の確保 A 行政機能

【防災課】

生活必需品の供与は災害が発生し、災害救助法の適用があれば東京都が実施することとなるが、区は、災害救助法の適用に至らない災害及び東京都が救助を実施するまでの応急援助として、必要な生活必需品の確保を図る。

- ⑦ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備【再掲】リスクシナリオ2-3 (1/2)

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
(1) 脆弱性の分析・評価
⑧ 「防災関係機関訓練」の実施 災害時の円滑な物資調達及び物資輸送体制の確立に向け各協定団体と締結している災害時協力協定の実効性を高めるため、役割分担の明確化、訓練等を通じた関係機関との連携を図る必要がある。
⑨ 災害時における協力協定の締結 災害時においては他県等からの支援が重要となることから、他団体との協力協定の締結など、広域的な防災性を向上させる必要がある。
⑩ 応急給水用資機(器)材の配備及び訓練の推進 地域住民等による迅速な応急給水体制の構築のため、路上の消火栓・排水栓に接続可能な応急給水用資機(器)材の配備及び使用に係る訓練を推進する必要がある。
⑪ 各家庭、避難所等における防災備蓄の促進 ⑫ 避難場所・避難所の環境づくり 各家庭、避難所等における防災備蓄を促進する必要がある。また、学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

2-4 (2/3)

(2) 強靱化関連施策

⑧ 「防災関係機関訓練」の実施【再掲】リスクシナリオ2-1 (2/2)

⑨ 災害時における協力協定の締結 A 行政機能／D 経済・産業

【防災課】

区と各団体が連携しながら災害対策活動に努められるように、必要に応じて協力協定を締結する。

⑩ 応急給水用資機(器)材の配備及び訓練の推進 G まちづくり

【防災課】

拠点避難所等に、消火栓等による応急給水を行うための応急給水資機(器)材(青色のバッグ等一式)を配備し、使用に係る訓練を推進する。

⑪ 各家庭、避難所等における防災備蓄の促進 A 行政機能／B 健康・医療・福祉

【防災課】

各家庭、避難所等において、被災後の生活を営めるように、防災備蓄を促進する。

⑫ 避難場所・避難所の環境づくり【再掲】リスクシナリオ1-3 (2/5)

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
(1) 脆弱性の分析・評価
⑬ 食料等の確保 ⑭ 飲料水及び生活用水の確保 避難所運営が円滑に行われるよう、食料や日用品、衛生用品、燃料、電力等を適切に確保する必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

2-4 (3/3)

(2) 強靱化関連施策

⑬ 食料等の確保 A 行政機能／B 健康・医療・福祉

【防災課】

被害想定で推定されている避難所生活者の2日分の食料及び3日分の乳幼児(2歳未満)用の粉ミルクや液体ミルクを備蓄する。また、東京都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の食料の確保に努める。

⑭ 飲料水及び生活用水の確保 A 行政機能／B 健康・医療・福祉

【防災課/課税課/納税課】

飲料水については都と連携して訓練を行い、災害時には円滑な応急給水が実施できるよう努める。生活用水については区立学校のプールや既存の防災井戸等の活用による確保に努めていく。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
(1) 脆弱性の分析・評価
① 帰宅困難者への情報通信体制整備 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、こどもの安否情報等を随時的確に得られる仕組みの導入など家族の安全を確認できる条件整備を進め、「むやみに移動を開始しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく必要がある。
② 災害時における協力協定の締結 ③ 自転車駐車場の整備 ④ バリアフリースイレの整備 ⑤ 区立公園の改修 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連設備（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進し、膨大な数の帰宅困難者の受入に必要な滞在場所を確保していく必要がある。また、徒歩帰宅者や自転車利用者が活用できる自転車駐車場やバリアフリースイレの整備を進めていく必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

2-5 (1/2)

(2) 強靱化関連施策

① 帰宅困難者への情報通信体制整備 C 情報通信

【防災課】

国、東京都、区、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤として、帰宅困難者対策オペレーションシステムを整備・運用する。

② 災害時における協力協定の締結【再掲】リスクシナリオ2-4 (2/3)

③ 自転車駐車場の整備 G まちづくり

【地域交通課】

公共交通機関である駅周辺に自転車駐車場を整備する。

④ バリアフリースイールの整備 B 健康・医療・福祉／G まちづくり

【河川公園課】

老朽化が進んだ公衆便所を障害者・高齢者・妊婦・乳幼児を連れている保護者等が利用しやすい「バリアフリースイール」として整備する。

⑤ 区立公園の改修【再掲】リスクシナリオ1-2 (1/2)

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
(1) 脆弱性の分析・評価
⑥ 東京都帰宅困難者対策条例の周知 行き場のない帰宅困難者が、救助・救命活動を妨げることや徒歩帰宅中に二次災害にあうことを避けるため、東京都帰宅困難者対策条例及び対策内容を広く周知し、一斉帰宅抑制を推進する必要がある。
⑦ 一時滞在施設の確保 行き場のない帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を確保するほか、東京都の災害時帰宅支援ステーションの情報提供など、支援環境の整備が必要である。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策**⑥ 東京都帰宅困難者対策条例の周知** A 行政機能**【防災課】**

帰宅困難者に関する対策全般について、東京都帰宅困難者対策条例に基づく各主体の取り組み推進を主とし、当条例で規定された内容を実施するための計画を策定の上、条例の内容を区民及び事業者等に周知していく。(従業員の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など)

⑦ 一時滞在施設の確保 A 行政機能**【防災課】**

駅周辺の滞留者や、外出者のうち帰宅が困難な者に対し、帰宅が可能になるまで待機する一時滞在施設を確保する必要がある。このため、国・東京都・区は広域的な観点から公共施設・民間事業所を問わず、一時滞在施設の確保に努める。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
(1) 脆弱性の分析・評価
① 情報伝達手段の充実・強化 関係機関や区民がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報を適切に提供していく必要がある。
② 自主防災訓練への物資支給・貸出 多数の町会や自主防災組織が参加する防災訓練を推進し、区民の防災意識の高揚を図る必要がある。
③ 地区防災計画制度の普及・啓発 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動を促す必要がある。
④ 防災用品のあっせん ⑤ 地域による共助の推進 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保及び定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

2-6 (1/2)

(2) 強靱化関連施策

① 情報伝達手段の充実・強化【再掲】リスクシナリオ1-2 (2/2)

② 自主防災訓練への物資支給・貸出 A 行政機能

【防災課】

地震体験車（起震車）や煙体験機、防災DVDの貸出を通して、区民による自主的な防災訓練の実施を推進する。

③ 地区防災計画制度の普及・啓発【再掲】リスクシナリオ1-2 (2/2)

④ 防災用品のあっせん A 行政機能

【防災課】

保存食料、飲料水、地震対策用品などの家庭用防災用品をあっせん価格で販売する。

⑤ 地域による共助の推進 A 行政機能

【防災課】

共助の中核を担う自主防災組織（災害協力隊）の拡充を図り、地域ごとの災害時連携体制を強化し、区内全域における活動展開を促進することにより、共助を推進する。また、「自分たちのまち自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護、避難行動要支援者の安否確認・避難支援に関する実践的かつ効果的な防災訓練や体制の構築を推進する。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
(1) 脆弱性の分析・評価
⑥ 自助による区民の防災力向上 ⑦ 防災講話等による防災対応力の向上 震災時等に孤立する区民が発生しないよう、要配慮者をはじめ広く、適時・的確な避難情報の発信のほか、適切な避難行動が採れるよう日ごろからの防災意識の向上に努める必要がある。
⑧ 避難行動要支援者対策の実施 自ら避難することが困難な避難行動要支援者を把握し、避難支援を行う必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

2-6 (2/2)	
(2) 強靱化関連施策	
⑥ 自助による区民の防災力向上【再掲】	リスクシナリオ1-2 (2/2)
⑦ 防災講話等による防災対応力の向上	A 行政機能
【防災課】 防災意識の向上や災害発生時を想定した在宅避難や日常備蓄に関する啓発など、区民に対し日ごろからの防災への備えにかかる講話等を行う。	
⑧ 避難行動要支援者対策の実施	A 行政機能 / B 健康・医療・福祉
【防災課/福祉課/障害者支援課】 災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害のある方などを登載した「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画（外部提供同意書提出者のみ）」を作成する。	
(4) 業績指標【令和7年～11年度】	

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
(1) 脆弱性の分析・評価
① 健診・検診の実施 ② 予防接種の推進 感染症の発生・まん延を防ぐため、日ごろから適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。
③ 遺体の取扱い ④ 避難所における感染症対策の実施 ○避難所など日ごろと異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。 ○避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、0157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防策について情報発信する必要がある。 ○感染症の拡大防止のため、隔離措置を行えるスペースの確保など、避難所のレイアウトを検討する必要がある。また、区内施設の適切な活用について検討する必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① 健診・検診の実施 B 健康・医療・福祉

【健康推進課】

各種疾病の早期発見や区民自身の健康状態を把握するため、健診・各種検診を実施する。

② 予防接種の推進 B 健康・医療・福祉

【保健予防課】

予防接種法に基づく予防接種及び任意予防接種を実施する。

③ 遺体の取扱い B 健康・医療・福祉

【区民課/健康推進課/生活衛生課/管理課/地域交通課】

災害に際し、死亡者が発生したときは、遺体の取扱い、埋葬の各段階において、区並びに東京都各機関及び防災関係機関相互の連絡を緊密にし、遅滞なく処理を行う。

④ 避難所における感染症対策の実施 B 健康・医療・福祉

【防災課】

避難所の3密（密閉、密集、密接）を防ぐため、区民に対し、避難所への避難だけでなく、自宅での安全確保が可能であれば在宅避難等、様々な避難行動があるということについて区報やホームページ等を活用し、周知する。また、避難所には人が多く集まることから、新型インフルエンザ等の感染が拡大するリスクがあり、避難所に避難する際にはマスクを着用する等、感染リスクに十分配慮する。また、避難所内での接触機会を減らすためにも、台風等の一時避難の際には、食料など必要な物資は各自で予め確保した上での避難について周知する。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(1) 脆弱性の分析・評価

⑤ 狂犬病予防事業の実施

逸走動物の咬傷事故による感染症予防の観点から、日ごろより狂犬病予防接種ワクチンの接種を進めていく必要がある。また、避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する必要がある。

⑥ 感染症対策に留意した備蓄の推進

拠点避難所等における感染症の拡大防止に必要な資機（器）材等の備蓄を進める必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

2-7 (2/2)

(2) 強靱化関連施策

⑤ 狂犬病予防事業の実施 B 健康・医療・福祉

【生活衛生課】

狂犬病予防法に基づき、犬による事故の未然防止を図るため、犬の登録、狂犬病予防注射接種、適正飼養を推進する。

⑥ 感染症対策に留意した備蓄の推進 B 健康・医療・福祉

【防災課】

感染症対策に必要な物資と必要数について検討し、拠点避難所等への備蓄を進めていく。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(1) 脆弱性の分析・評価

① 地域防犯対策の向上

- 地域との連携・協力による見回り体制の確保、防犯カメラの効果的な設置により、ハード、ソフト両面から防犯体制の確立に努める必要がある。
- 警察機能の低下時にも地域が自主的に治安を維持できるよう、区民の防犯意識を高める必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策**① 地域防犯対策の向上 G まちづくり****【危機管理課】**

犯罪や事故のないまちづくりの実現を図るため、区に登録申請のあった安全安心パトロール団体への資機材支給や町会・自治会・商店街等への防犯カメラ設置費助成等により、地域防犯力を強化する。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 区役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(1) 脆弱性の分析・評価
① 事業継続体制の確保 ○区の行政機関等の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。 ○事業継続計画（BCP）及び事業継続管理（BCM）により、人材、資源等事業継続に必要な体制を確保する必要がある。また、実効性を確保するため常に見直しや改善などの取り組みを促進する必要がある。
② 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備 災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段や参集途上での情報収集伝達手段等を確保する。
③ 応援・受援の考え方の確立 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる事業継続体制を強化する対策について取り組みを進めていく必要がある。
④ 公共施設の整備・改築等 区職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の防災対策や防災対応力向上等の取り組みを進める必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

3-2 (1/2)

(2) 強靱化関連施策

① 事業継続体制の確保 A 行政機能

【区】

区は、災害応急対策活動を行う一方で、継続すべき重要な行政サービスについても、最低限の機能を確保するとともに、全ての業務が最短の期間で復旧する体制を構築するため、事業継続計画を策定し、継続的な事業継続管理を行うことで、災害時の行政機能を確保する。

② 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備 A 行政機能 / C 情報通信

【危機管理課/防災課】

防災行政無線（移動系）や災害情報システムの機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備するなど、区内部の情報連絡体制を確保する。また、防災行政無線（移動系）等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。

③ 応援・受援の考え方の確立 A 行政機能

【職員課/防災課】

災害対応上必要な人材について検討し、必要な協定の締結等を推進する。応援・受援の考え方・実施要領を確立する。

④ 公共施設の整備・改築等【再掲】リスクシナリオ1-1 (1/4)

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 区役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(1) 脆弱性の分析・評価
⑤ 「防災関係機関訓練」の実施 災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。また、関係機関と明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。
⑥ 業務遂行に必要な資源の確保 災害対応に必要な知識、スキルの習得のため、日ごろより研修や講習会等への参加を積極的に行い、必要な技術の取得に努める必要がある。
⑦ 電力確保の検討 拠点避難所等の災害対応拠点の電力供給が長期間停止した場合に備えた代替手段を整備する必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

3-2 (2/2)

(2) 強靱化関連施策

⑤ 「防災関係機関訓練」の実施【再掲】リスクシナリオ2-1 (2/2)

⑥ 業務遂行に必要な資源の確保 A 行政機能／D 経済・産業

【防災課】

災害時に区が実施する非常時優先業務に係る「技能・スキル」を有する職員が被災した場合に備え、代替者を定め、研修を計画的に実施する。あわせて、設備・資機（器）材等への対策、被災した場合の代替確保対策を推進する。外部事業者との協定締結、連携・協力体制の確保を推進し、代替事業者の選定を継続的に検討する。

⑦ 電力確保の検討 A 行政機能

【経理課/防災課】

重要施設への電力確保や、災害用非常発電の電力供給や配分の在り方等を検討する。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(1) 脆弱性の分析・評価

- ① 橋梁の改修
- ② 道路の改修
- ③ 道路の無電柱化
- ④ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築
- ⑤ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
- ⑥ 災害時における協力協定の締結

災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、老朽化した橋梁の架替・耐震補強等の実施、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

- ① 橋梁の改修【再掲】リスクシナリオ1-1 (2/4)
- ② 道路の改修【再掲】リスクシナリオ2-4 (1/3)
- ③ 道路の無電柱化【再掲】リスクシナリオ1-1 (2/4)
- ④ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築【再掲】リスクシナリオ2-4 (1/3)
- ⑤ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備【再掲】リスクシナリオ2-3 (1/2)
- ⑥ 災害時における協力協定の締結【再掲】リスクシナリオ2-4 (2/3)

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出

(1) 脆弱性の分析・評価

- ① 大気監視指導の実施
- ② 水質監視指導の実施
- ③ 有害化学物質の調査

有害物質の大規模拡散、流出を防ぐため、日ごろから測定・監視を行う必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策**① 大気監視指導の実施 F 環境**

【環境保全課】

3箇所の大気測定局で窒素酸化物、浮遊粒子状物質等を常時測定して大気汚染状況を監視する。

② 水質監視指導の実施 F 環境

【環境保全課】

河川・海域の計15地点で生物化学的酸素要求量（BOD）等の水質を定期的に測定して水質汚濁状況を監視する。

③ 有害化学物質の調査 F 環境

【環境保全課】

大気中のベンゼン及び河川水質底質中のダイオキシン類を定期的に調査して汚染状況を監視する。区民・事業者・区の各主体が有害化学物質や土壌汚染に関するリスク情報を共有し、情報交換を行うことにより、リスクの低減を図る。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、区民生活・社会経済活動への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

① 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進

大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

② 災害時における協力協定の締結

大規模災害時においても円滑に食料等を供給するため、食料の優先供給や輸送に係る協定締結団体の確保や締結済団体との連携・協力体制の構築の促進・普及啓発を一層促進する必要がある。

③ 食料等の確保

④ 生活必需品等の確保

⑤ 飲料水及び生活用水の確保

⑥ 食の備蓄の推奨

日ごろからの取り組みとして、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保を図っていく必要がある。また、緊急時においては、備蓄の活用、国や東京都からの受入の確保といった対策を着実に実施する必要がある。

⑦ 輸送車両等の確保

⑧ 防災倉庫の改修

⑨ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

緊急時に安定して必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄及び輸送の拠点を整備する必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

4-3 (1/1)

(2) 強靱化関連施策

① 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進 G まちづくり

【安全都市づくり課】

緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等を推進し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修経費等の一部を助成する。

② 災害時における協力協定の締結【再掲】 リスクシナリオ2-4 (2/3)

③ 食料等の確保【再掲】 リスクシナリオ2-4 (3/3)

④ 生活必需品等の確保【再掲】 リスクシナリオ2-4 (1/3)

⑤ 飲料水及び生活用水の確保【再掲】 リスクシナリオ2-4 (3/3)

⑥ 食の備蓄の推奨 A 行政機能／B 健康・医療・福祉

【防災課/健康推進課】

ローリングストック法による災害時の食の備蓄について、パンフレットを作り啓発を推進する。

⑦ 輸送車両等の確保 D 経済・産業

【経理課/防災課】

発災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努める。

⑧ 防災倉庫の改修 B 健康・医療・福祉

【営繕課/防災課】

区内各地の防災倉庫について、各設備及び建物の改修を行う。

⑨ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備【再掲】 リスクシナリオ2-3 (1/2)

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
(1) 脆弱性の分析・評価
① 情報システム機能の確保 ② 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備 情報通信の停止による応急対策への支障、被災者の混乱等をなるべく最小限に抑えるため、外部の関係事業者及び通信事業者への協力依頼を行う必要がある。
③ 拠点避難所のインターネット環境の推進 区立施設をはじめ防災関係機関の拠点となる施設において、情報通信手段の多様化や停電時の非常用電源の確保などが必要である。
④ 情報伝達手段の充実・強化 ⑤ 避難情報等の伝達体制の充実・強化 ○災害対応時に向け、多様な通信手段を確保し、様々な事態に備えた情報連絡体制を確保する必要がある。 ○区民等が必要とする災害情報の充実に向け、防災行政無線、ホームページ、X（旧ツイッター）等の SNS、防災マップアプリなど情報発信の多様化を図る必要がある。
⑥ 防災パンフレット等による啓発 ⑦ 防災マップによる啓発 テレビ・ラジオなどの不通時に備え、日ごろより、必要な防災情報や避難情報などについて防災パンフレットや防災マップなど様々な媒体で啓発を行う必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① 情報システム機能の確保 **C** 情報通信

【情報システム課】

基幹システム及び庁内情報系システム等の早期回復対策、区民サービスの確保対策、外部事業者等への協力依頼等を推進・検討する。

② 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

【再掲】リスクシナリオ3-2 (1/2)

③ 拠点避難所のインターネット環境の推進 **C** 情報通信

【DX推進課/防災課】

拠点避難所にだれでも無償でインターネットに接続できる公衆無線 LAN (Free Wi-Fi) を整備し、避難者が効果的に情報を受発信できる環境を整備する。

④ 情報伝達手段の充実・強化【再掲】リスクシナリオ1-2 (2/2)

⑤ 避難情報等の伝達体制の充実・強化【再掲】リスクシナリオ1-3 (4/5)

⑥ 防災パンフレット等による啓発 **A** 行政機能

【広報広聴課/防災課】

「江東くらしガイドーわたしの便利帳ー」に「防災・防犯」の項目を設けて、区の防災事業を紹介しているほか、「こうとう区報」を通じ、防災に関する広報や啓発に努める。

⑦ 防災マップによる啓発 **A** 行政機能

【防災課】

避難所、避難場所、各種防災情報を掲載した防災マップを作成し区民への防災情報の啓発を図る。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
(1) 脆弱性の分析・評価
⑧ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 緊急時に安定して必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄及び輸送の拠点を整備する必要がある。
⑨ 区民相互の情報連絡等の環境整備 区民の安否確認手段の周知など、区民相互の情報連絡等が行える環境を整備する必要がある。
⑩ 防災パンフレット等による企業等への啓発 ⑪ 防災マップによる企業等への啓発 日ごろから、企業等へ対して防災啓発を行い、防災対応力を向上させる必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

⑧ 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備【再掲】リスクシナリオ2-3 (1/2)

⑨ 区民相互の情報連絡等の環境整備 C 情報通信

【危機管理課/防災課】

通信事業者による安否確認手段の確保等により、住民相互の情報伝達手段を充実するなど、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。また、日ごろから安否確認サービスの利用訓練を促進する。

⑩ 防災パンフレット等による企業等への啓発 A 行政機能

【広報広聴課/防災課】

「江東くらしガイドーわたしの便利帳ー」に「防災・防犯」の項目を設けて、区の防災事業を紹介しているほか、「こうとう区報」を通じ、企業等に対しても、防災に関する広報や啓発に努める。

⑪ 防災マップによる企業等への啓発 A 行政機能

【防災課】

避難所、避難場所、各種防災情報を掲載した防災マップを作成し企業等への防災情報の啓発を図る。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
（1）脆弱性の分析・評価
① 地球温暖化防止設備の導入助成 ② 再生可能エネルギー等の活用 ○再生可能エネルギーや水素エネルギー等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。
（3）関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① 地球温暖化防止設備の導入助成 **F 環境**

【温暖化対策課】

太陽光発電や省エネルギー設備等を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成する。

② 再生可能エネルギー等の活用 **F 環境**

【温暖化対策課】

公共施設・区有施設の新築・改築時には、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の計画的な設置を進める。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-3 都市ガス供給、石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
(1) 脆弱性の分析・評価
① ガス関係のライフライン関係機関との協力体制の構築 都市生活の基幹をなす都市ガス、石油・LP ガス等の燃料供給施設等のライフラインの被災による都市機能混乱を最小限に抑えるために、区及び関係機関が相互に連携、協力し、応急対応に取り組む必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① ガス関係のライフライン関係機関との協力体制の構築 D 経済・産業／F 環境

【防災課】

都市ガス、石油・LP ガス等の燃料供給施設等のライフラインが供給・機能停止した際の被害を最小限に抑え、円滑な復旧作業の実施のため、関係機関との連携・協力体制の構築を図る。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

(1) 脆弱性の分析・評価

① 給水資機（器）材の備蓄及び活用

② 飲料水及び生活用水の確保

避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を行う必要がある。

③ トイレの確保及びし尿処理

○災害時におけるトイレ機能を確保するため、避難所などについては、施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールを活用するなどトイレを確保する必要がある。
○污水处理施設が使用できない場合においても、し尿の処理が適切に行えるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① 給水資機（器）材の備蓄及び活用 B 健康・医療・福祉

【防災課】

拠点避難所等の断水時に受水槽内に残された水を有効活用するため、給水資機（器）材を配備するとともに、その利用方法の周知に努める。

② 飲料水及び生活用水の確保【再掲】リスクシナリオ2-4 (3/3)

③ トイレの確保及びし尿処理【再掲】リスクシナリオ2-3 (1/2)

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

① 橋梁の改修

② 道路の改修

③ 道路の無電柱化

④ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築

○災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、老朽化した橋梁の架替・耐震補強等の実施、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

○災害時においても交通や物流を確保し、道路閉塞による救助・救援、緊急物資輸送への支障を防止するため、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(④ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築について)

⑤ 民間建築物の耐震化の促進

○「江東区耐震改修促進計画」を「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直し等を踏まえて改定し、災害時における支援物資の円滑な輸送に資する緊急輸送道路沿道建築物をはじめ、住宅など民間建築物への支援策の充実を図り、耐震化を促進する必要がある。

○建物や電柱、沿線・沿道を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。

⑥ 細街路の拡幅整備

災害時の避難や円滑な災害復旧活動を行える道路の確保を図るため、現況4m未満の道路の拡幅整備を行う必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

- ① 橋梁の改修【再掲】リスクシナリオ1-1 (2/4)
- ② 道路の改修【再掲】リスクシナリオ2-4 (1/3)
- ③ 道路の無電柱化【再掲】リスクシナリオ1-1 (2/4)
- ④ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築【再掲】リスクシナリオ2-4 (1/3)

- ⑤ 民間建築物の耐震化の促進【再掲】リスクシナリオ1-1 (2/4)

- ⑥ 細街路の拡幅整備【再掲】リスクシナリオ1-1 (2/4)

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
(1) 脆弱性の分析・評価
④ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築 ⑦ 緊急輸送ネットワークの整備 ⑧ 輸送車両等の確保 発災時に道路閉塞によって救助・救援や緊急物資の輸送が滞らないようにするため、迅速な道路啓開が行える体制を構築し、関係機関との連携を強化していく必要がある。
⑨ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進 大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

④ 道路の応急対策に向けた体制の事前構築【再掲】リスクシナリオ2-4 (1/3)

⑦ 緊急輸送ネットワークの整備 D 経済・産業 / G まちづくり

【防災課】

荒川下流河川事務所が災害時における緊急用輸送路として整備する緊急用河川敷道路や都が指定する緊急輸送道路により連結する防災拠点を活用し輸送路の多ルート化を図る。

⑧ 輸送車両等の確保【再掲】リスクシナリオ4-3 (1/1)

⑨ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進【再掲】リスクシナリオ4-3 (1/1)

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(1) 脆弱性の分析・評価

① 震災復興マニュアルの活用

被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進めておく必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① 震災復興マニュアルの活用 A 行政機能 / G まちづくり

【区】

迅速な都市復興が実現できるよう、江東区震災復興マニュアルを整備する。それを活用することで、区民生活の安定と回復を図るための、区民・事業者等と協働した、震災復興事業を総合的かつ計画的に推進する体制を構築する。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

（1）脆弱性の分析・評価

① 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保

復興の基盤整備を担う建設業の人材の確保など協力協定締結により様々な企業等と連携し、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。

② 防災士資格の取得支援

地域防災を牽引する人材として防災士を育成し、自主防災組織との連携を図ることで地域防災力を向上させる必要がある。

③ ボランティアとの連携

災害時に災害ボランティアが円滑に活動できる体制を構築する必要がある。

（3）関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策**① 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保** **A 行政機能****【防災課】**

災害発生後の道路等の復旧・復興を速やかに進められるよう、災害協定に基づく建設業協会等との連携体制を強化する。

② 防災士資格の取得支援 **A 行政機能****【防災課】**

共助の中核を担う自主防災組織（災害協力隊）に所属するものや、地域防災の担い手として育成することを目的とした若い世代を対象に、防災士資格の取得を推進し、減災及び地域防災力の向上を図る。

③ ボランティアとの連携 **【再掲】** リスクシナリオ2-1 (1/2)**(4) 業績指標【令和7年～11年度】**

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

① 災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物を仮置きするためのスペースの確保や候補地（必要面積）を選定するほか処理に係るマニュアルを策定する必要がある。

② 片付けごみの処理

③ 解体廃棄物の処理

大量に発生する災害廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制を構築し、関連業者・団体との協力体制を構築していく必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策**① 災害廃棄物処理計画の策定** A 行政機能 / F 環境

【清掃リサイクル課】

平常時の備えや、発災時の状況に則した災害廃棄物の処理に係る対応についてその方策を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施する。

② 片付けごみの処理 F 環境

【清掃リサイクル課/清掃事務所】

大量に発生する片付けごみの処理は区を実施主体とし、必要に応じて東京都及び関係団体に要請して収集・運搬機（器）材等を確保し、迅速に処理ができる体制の整備を図る。

③ 解体廃棄物の処理 F 環境

【清掃リサイクル課/清掃事務所】

大量に発生する解体廃棄物の処理は区を実施主体とし、必要に応じて東京都及び関係団体に要請して、仮置場や最終処分場等を確保し、迅速に処理ができる体制の整備を図る。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(1) 脆弱性の分析・評価

① 地籍調査の推進

災害後の円滑な復旧復興を図るために、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが必要となる。

② 応急仮設住宅の設営

○住家の被害認定調査など、発災時に区が対応すべき事項について、日ごろからの確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。

○大規模災害時には、応急仮設住宅設置など様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、日ごろより応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用を見込み、整理しておく必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① 地籍調査の推進 A 行政機能

【管理課】

地籍調査を実施し、土地の所有者や筆界の位置、面積などを把握し、災害時における道路復旧作業の迅速化を図る。また、土地区画整理事業や市街地再開発事業のような面的な開発事業、道路・街路整備への活用を検討する。

② 応急仮設住宅の設営 A 行政機能

【住宅課/建築課】

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は東京都が行うこととなっている。区は必要があると認めた場合、直ちに東京都知事に要請し、区はこれに協力する。ただし、同法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合、区において設置する。候補地はあらかじめ区が決定しておき、常に最新の建設候補地の状況を把握し、東京都へ報告を行う。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
(1) 脆弱性の分析・評価
① 文化財所有者・管理者等への指導 区が所有する文化財について確実な保存や継承に向けた取り組みが必要である。
② CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保つために緑化を推進する必要がある。
③ 文化財の保護等 地域が育んできた有形・無形の文化財について維持する必要がある。
④ 地域コミュニティの強化 コミュニティの崩壊を防ぐため、日ごろから地域での共同活動等の充実を図る必要がある。
(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① 文化財所有者・管理者等への指導 A 行政機能

【文化観光課】

文化財所有者・管理者等には、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、禁煙区域の設定などの防火措置の徹底や火災報知設備、非常警報設備、防火壁等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するよう指導を行う。

② CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業 F 環境

【管理課】

「CITY IN THE GREEN」の実現を目指し、区民・事業者・区が協働して身近な緑化を推進する。

③ 文化財の保護等 E 教育・文化

【文化観光課】

地震対策として美術工芸品等の文化財については、落下や倒壊による損傷を避けるための展示や収蔵方法を図り、文化財建造物については、耐震性の調査を行うよう指導する。さらに、適切な保護対策の取れない個人所有等の文化財については、区資料館への寄託を進めていく。

④ 地域コミュニティの強化 B 健康・医療・福祉 / D 経済・産業

【地域振興課】

地域住民の相互親睦と福祉の向上及び区との協力体制を図るために支援を行う。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-6 社会的風評被害や信用不安等による経済等への甚大な影響

(1) 脆弱性の分析・評価

① 適切な情報発信力の強化

災害における被害状況や社会的状況について、適切に情報収集を行い、正確に情報発信し、風評被害を防ぐ必要がある。

② 発信情報の多言語化

災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化していく必要がある。

(3) 関連事業【令和7年～11年度】

(2) 強靱化関連施策

① 適切な情報発信力の強化 C 情報通信

【広報広聴課/危機管理課/防災課】

風評被害の基となる社会的状況について迅速かつ的確に把握し、正確な情報発信及び情報提供を行う。

② 発信情報の多言語化 A 行政機能／C 情報通信

【区】

区が情報発信の際に用いる情報伝達手段について、多言語化を図る。

(4) 業績指標【令和7年～11年度】

4.1 計画の見直し

第4章 計画の見直し

4.1 計画の見直し

本計画では、リスクシナリオを回避するために実現させる施策の進捗状況について、江東区長期計画における主要事業の活動量と照らし合わせることで、定期的なフォローアップを行う。また、今後の社会経済情勢の変化や、国や東京都などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等も考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直しを検討していく。

4.2 PDCA サイクルの徹底

本計画の推進のため、下図の PDCA サイクルを繰り返すことで計画の見直し及び改善を図ることとする。

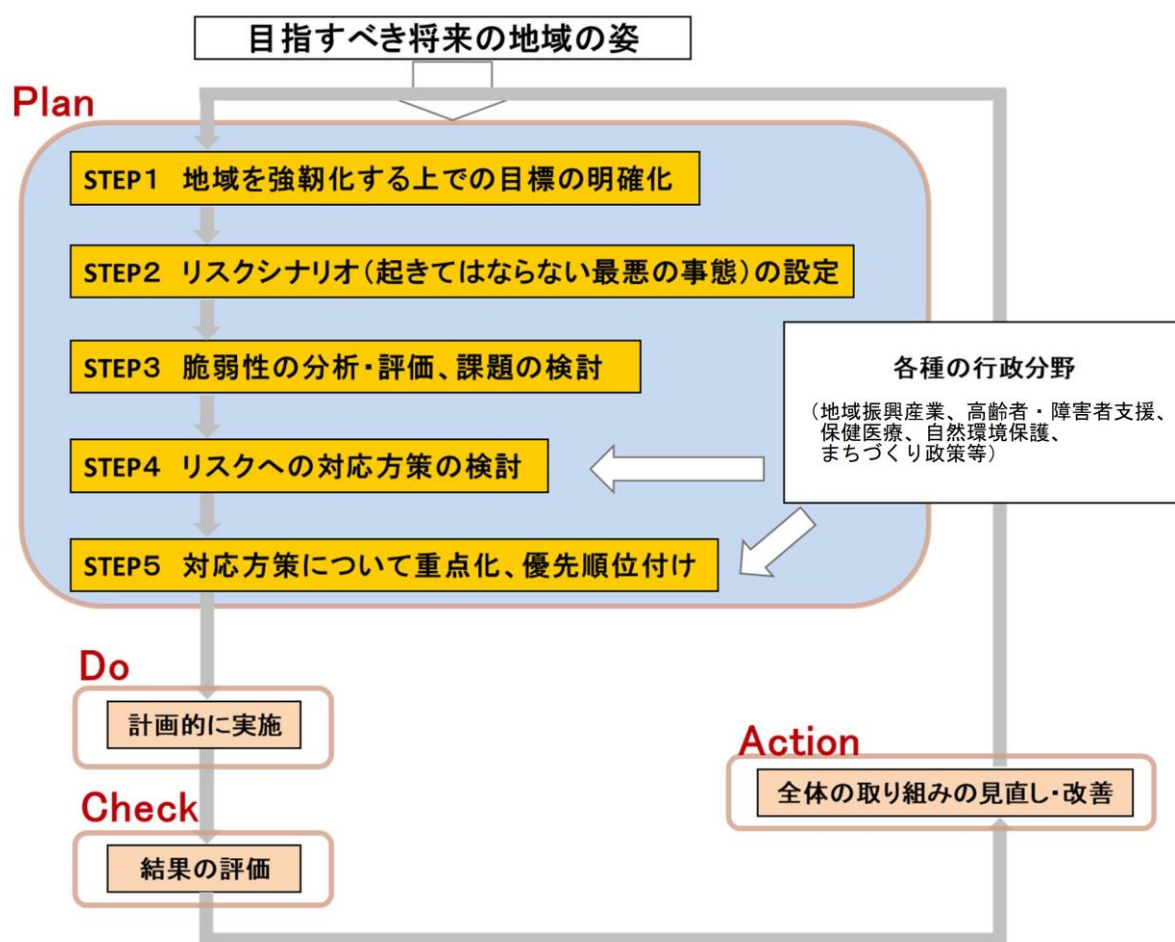


図 4-1 国土強靱化地域計画推進のための PDCA サイクル

※国土強靱化策定ガイドライン（第8版）を参考に作成

江東区国土強靱化地域計画
令和●年●月 印刷物登録番号（ ） 号

編集・発行

江東区 総務部 危機管理室 防災課
〒135-8383
東京都江東区東陽4丁目11番28号
電話：03-3647-9111（代表）

無断転載・複写を禁じます。